

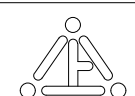
# R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管

## < 図 面 目 録 >

通し番号	図面番号	図 面 名	縮 尺	通し番号	図面番号	図 面 名	縮 尺	通し番号	図面番号	図 面 名	縮 尺
01	P-00	表紙、図面目録	NON	16	P-10	衛生設備 4階平面図(改修後)	1/150	31	P-25	概略工事工程表-1(参考図)	NON
02	共-01	営繕工事共通仕様書(1)	NON	17	P-11	衛生設備 R・PH階平面図(改修後)	1/150	32	P-26	概略工事工程表-2(参考図)	NON
03	共-02	営繕工事共通仕様書(2)	NON	18	P-12	衛生設備 1階平面図(改修前)	1/150	33	P-27	概略工事工程表-3(参考図)	NON
04	共-03	営繕工事共通仕様書(3)	NON	19	P-13	衛生設備 2階平面図(改修前)	1/150	34	P-28	支障物件確認図	1/300
05	機特-01	機械設備工事特記仕様書(1)	NON	20	P-14	衛生設備 3階平面図(改修前)	1/150				
06	機特-02	機械設備工事特記仕様書(2)	NON	21	P-15	衛生設備 4階平面図(改修前)	1/150				
07	P-01	付近見取図、配置図	1/300	22	P-16	衛生設備 R・PH階平面図(改修前)	1/150				
08	P-02	衛生設備 機器表、器具表	NON	23	P-17	衛生設備 1階便所平面詳細図(改修前後)	1/50				
09	P-03	衛生設備 系統図(改修後)	NON	24	P-18	衛生設備 2階便所平面詳細図(改修前後)	1/50				
10	P-04	衛生設備 系統図(改修前)	NON	25	P-19	衛生設備 3階便所平面詳細図(改修前後)	1/50				
11	P-05	部分配置図(改修後)	1/200	26	P-20	衛生設備 4階便所平面詳細図(改修前後)	1/50				
12	P-06	部分配置図(改修前)	1/200	27	P-21	衛生設備 3階特別教室平面詳細図(改修後)	1/50				
13	P-07	衛生設備 1階平面図(改修後)	1/150	28	P-22	衛生設備 3階特別教室平面詳細図(改修前)	1/50				
14	P-08	衛生設備 2階平面図(改修後)	1/150	29	P-23	各種参考図	NON				
15	P-09	衛生設備 3階平面図(改修後)	1/150	30	P-24	工事中仮設計画	1/300				


課 長	副 課 長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

徳島県県土整備部営繕課 設計 R6.5	竣工 Rxx.xx	工 事 名 R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管	図 名 表紙、図面目録	縮 尺	A3	NON	図面番号 P-00	作図年月 2023	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
					A2	NON			

<p><b>I. 工事概要</b></p> <p>1. 工事名称 R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管</p> <p>2. 工事場所 徳島市北矢三町 1 丁目</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>徳島県立徳島中央高校学校</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>鉄筋コンクリート造 4 階建て</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td></td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>西棟：2,888.76㎡</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>7 項</td></tr> </table> <p>4. 工事種目</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>種 目</th><th>工 事 概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>衛生器具設備</td><td>図示衛生器具の設置工事一式</td></tr> <tr><td>給 水 設 備</td><td>図示配管工事及び試運転調整一式</td></tr> <tr><td>排 水 設 備</td><td>図示配管工事及び試運転調整一式</td></tr> <tr><td>ガ ス 設 備</td><td>図示配管工事及び試運転調整一式</td></tr> <tr><td>撤 去 工 事</td><td>図示位置の不要となる機器等の撤去一式。</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>5. その他 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。</p>	建物名称	徳島県立徳島中央高校学校	構造・規模	鉄筋コンクリート造 4 階建て	敷地面積		延床面積	西棟：2,888.76㎡	消防法施行令別表第1の区分	7 項	種 目	工 事 概 要	衛生器具設備	図示衛生器具の設置工事一式	給 水 設 備	図示配管工事及び試運転調整一式	排 水 設 備	図示配管工事及び試運転調整一式	ガ ス 設 備	図示配管工事及び試運転調整一式	撤 去 工 事	図示位置の不要となる機器等の撤去一式。						<p>7. 下請負人の選定</p> <p>8. 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>9. 電気保安技術者等</p> <p>10. 施工中の安全確保</p>	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）</p> <p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p>	<p>11. 交通安全管理</p> <p>12. 発生材の処理等</p>	<p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある中木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。</p> <p>◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。</p> <p>◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。</p> <p>◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。</p> <p>◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし柵装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p>
建物名称	徳島県立徳島中央高校学校																														
構造・規模	鉄筋コンクリート造 4 階建て																														
敷地面積																															
延床面積	西棟：2,888.76㎡																														
消防法施行令別表第1の区分	7 項																														
種 目	工 事 概 要																														
衛生器具設備	図示衛生器具の設置工事一式																														
給 水 設 備	図示配管工事及び試運転調整一式																														
排 水 設 備	図示配管工事及び試運転調整一式																														
ガ ス 設 備	図示配管工事及び試運転調整一式																														
撤 去 工 事	図示位置の不要となる機器等の撤去一式。																														
		<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<table border="1"> <tr><td>工事名</td><td colspan="3">R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管</td></tr> <tr><td>図 名</td><td colspan="3">営繕工事共通仕様書（1）</td></tr> </table>	工事名	R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管			図 名	営繕工事共通仕様書（1）			<table border="1"> <tr><td>縮尺</td><td>A3</td><td>NON</td></tr> <tr><td></td><td>A2</td><td>NON</td></tr> </table>	縮尺	A3	NON		A2	NON	<table border="1"> <tr><td>図面番号</td><td>共-01</td></tr> <tr><td>作図年月</td><td>2023</td></tr> </table> <div style="text-align: right;">  <p>かみ <b>株式会社上設計</b> 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966</p> </div>	図面番号	共-01	作図年月	2023								
工事名	R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管																														
図 名	営繕工事共通仕様書（1）																														
縮尺	A3	NON																													
	A2	NON																													
図面番号	共-01																														
作図年月	2023																														



22. 完成図等	<p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類  ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）  ・工事写真（電子データ2部）  ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）  ・保全に関する資料  ・その他監督員が指示する図書（必要部数）</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" data-bbox="344 703 780 787"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ		<p>(4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>		
区 分	サ イ ズ												
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ												
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ												
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ												
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>												
24. 火災保険	<p>◎火災保険  本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物  工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事  次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。  ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事  ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額  鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期  工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他  ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。  ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>												
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>												
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p>												

徳島県県土整備部営繕課	工 事 名	R 6 営 繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管				図面番号 共-03	 <b>株式会社 上設計</b> <small>かみ</small> 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
	図 名	営繕工事共通仕様書（3）	縮尺	A3 A2	NON NON	作図年月 2023	



## 5. 配管工事

(1) 配管材料については、次表による。

用途	名称	番号	備考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷媒	冷媒用断熱材被覆鋼管	JGDA 0009	ポリエチレン保温材(難燃性)
空調用排水	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742を使用してもよい)
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管(内管VP)		
(屋内)	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給水	○水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005, JP K 002	
排水・通気	○硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	○耐火二層管(内管VP)		
排水	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9798	RS-VU
給湯	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	ポリブテン管	JIS K 6778	
(コンクリート内)	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JIS K 6776	HTVP
消火	○配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガス	○配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	○硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	○ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	

(注) 表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図【機材2】)
  - 排水管 標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
  - 排水管以外 管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

## 6. 保温・塗装工事

- 保温工事
  - 建物内エア抜き管の保温(エア抜き弁以降の配管は除く)は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
  - 給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
  - 消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
  - 給水用配管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- 塗装工事
  - 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂鉛めつき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(屋内いんべい部)
  - 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(屋内(機械室・いんべい部を除く)・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融垂鉛めつき製のものは、原則塗装不要とする)。
  - 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

## 7. その他共通事項

- 支持金物等
  - 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融垂鉛めつき」に規定するHDZT49以上の溶融垂鉛めつきを施したものである。
- 用途等の表示
  - 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕<1>1.7.4)なお、屋外及び水気のある場所(弁室内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 制御配線、計装配線等
  - 使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。
  - 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂鉛めつき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。

## 3章 衛生器具設備

### 1. 小便器用節水装置

図面に特記なき場合は、洗浄水量が4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。

形式 ○小便器一体型 ・小便器分離型  
方式 ○個別感知の電源種別 (○AC電源 ・自己発電)

### 2. 自動水栓

電源種別 (○AC電源 ・自己発電 ・ )

### 3. 大便器

大便器の洗浄水量は6.5L/回以下とする。

### 4. 施工

- 衛生器具をコンクリート又はれんがに壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。(標仕<5>2.1.1)
- 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針<5>2.1.1)
- 衛生器具と排水管の接続は、標準図【施工65】大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領による。

## 4章 給水設備

### 1. 配管材料等

- ビニル管の接合方法は(○接着接合 ・ゴム輪接合(直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする))とする。
- 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

### 2. 弁類

- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分はJIS-10Kとする。

### 3. 水栓・水栓柱

- 水栓
  - 屋外の水栓は(・キー式ハンドル ○図示)による。
  - 台所流し用の水栓は、泡沫式とする。
- 水栓柱
  - 合成樹脂製 ・アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼製

## 5章 給湯設備

### 1. 配管材料等

- 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造者の標準品とする。

## 10章 ガス設備

### 1. 配管材料等

- 都市ガスの配管材料は、ガス事業者の供給規定による。
- ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。

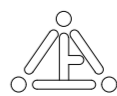
### 2. ガスメーター

- 親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。
- 子メーター計量方式 (○実測式 ・バルブ式 )

### 3. 試験

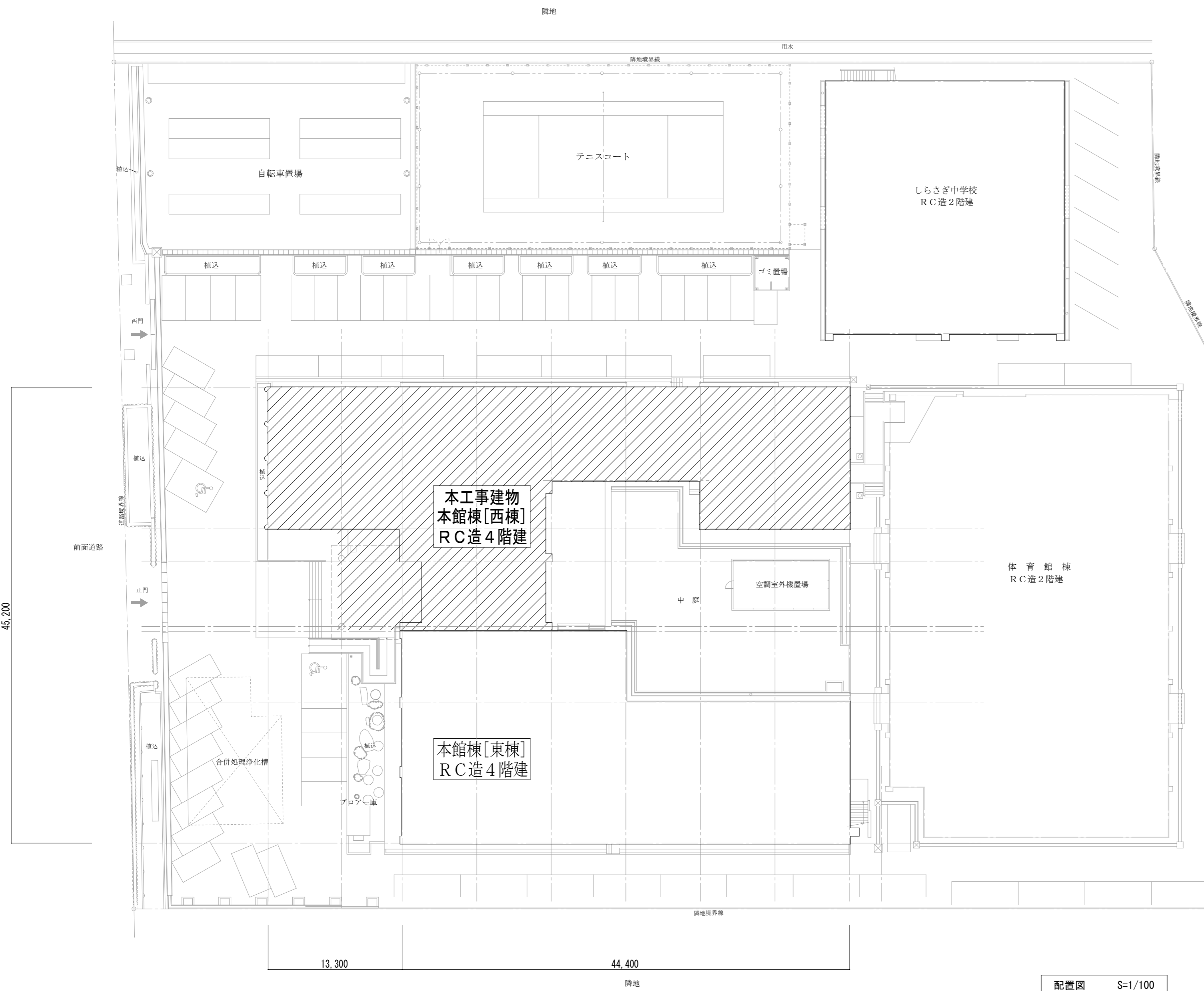
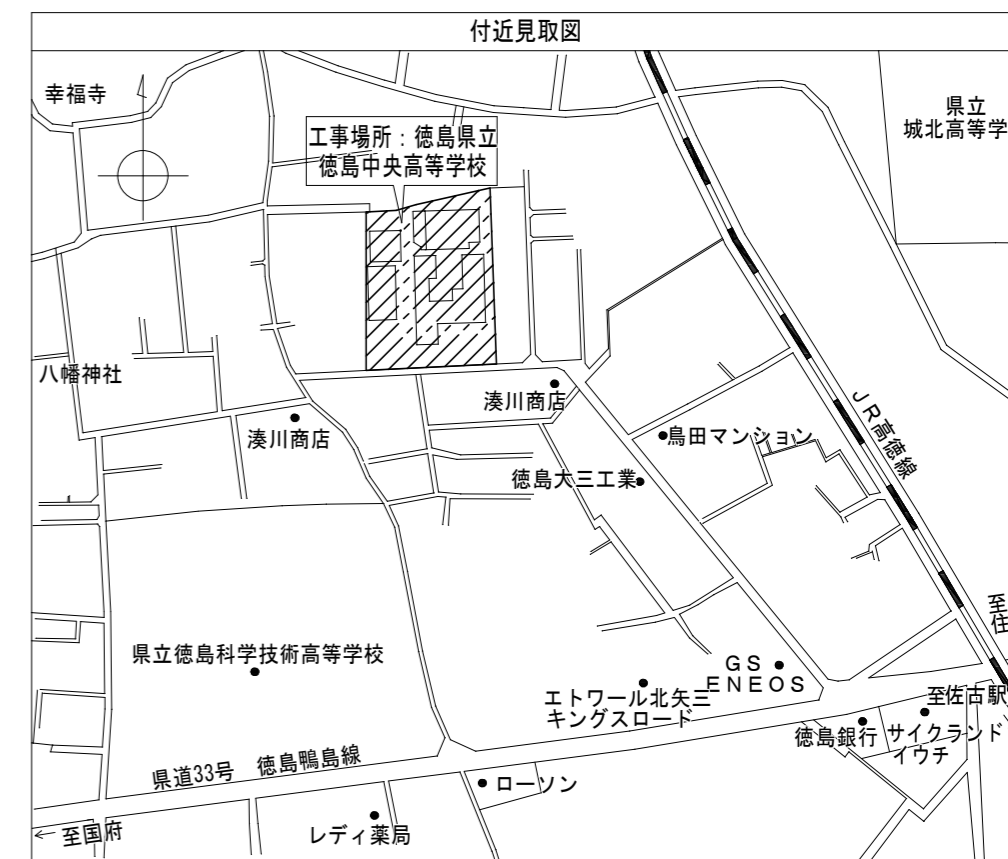
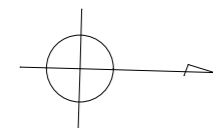
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い、試験成績書を提出する。
- 都市ガス設備の試験は、標仕の規定による他、ガス事業者の規定により行い、試験成績書を提出する。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管				図面番号	機特-02
	図名	機械設備工事特記仕様書(2)				作図年月	
	縮尺	A3	NON				
		A2	NON				



株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信  
〒779-4101 tel 0883-62-3955  
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966



ハッチ部分は今回工事範囲建物とする。

配置図 S=1/100

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-01	
	図名	付近見取図、配置図兼仮設計画図		作図年月	2023	
	縮尺	A3	1/428	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		
		A2	1/300			

衛生機器表

記号	機器名称	機器仕様	電気容量 (60Hz)			数量	設置場所		備考
			消費電力 (kW)	電圧 (φ)	相 (V)		階	室名	
			EH-1	小型電気温水器	型式: 据付型 温度調整タイプ				
		貯湯量: 6L							
		附属品: ウィークリタイマー、開放式排水ホース、耐震用脚、連結管、							
		アングル型止水栓(パイプ付床給水)、その他付属品共							

※電気容量は参考値とする。


衛生器具撤去リスト

名称	数量	設置場所																備考		
		1階				2階				3階				4階					屋上	屋外
		男子便所	女子便所	技師室		男子便所	女子便所			男子便所	女子便所	物理化学教室	生物化学教室	男子便所	女子便所					
洋風便器 (FV式)	8	1	1			1	1			1	1					1	1			
和風大便器洗浄弁	8	1	1			1	1			1	1						2			
小便器 (床置)	4	1				1				1							1			
小便器 (壁掛)	12	3				3				3							3			
掃除用流し	4		1				1				1						1			
陶器製流し台	14											1	13							
給水栓	35	1	1	1		1	1			1	1	7	19			1	1			
給湯栓	1			1																
ガス栓	15			1								1	13							
瞬間湯沸器 (5号)	1			1																

衛生器具表

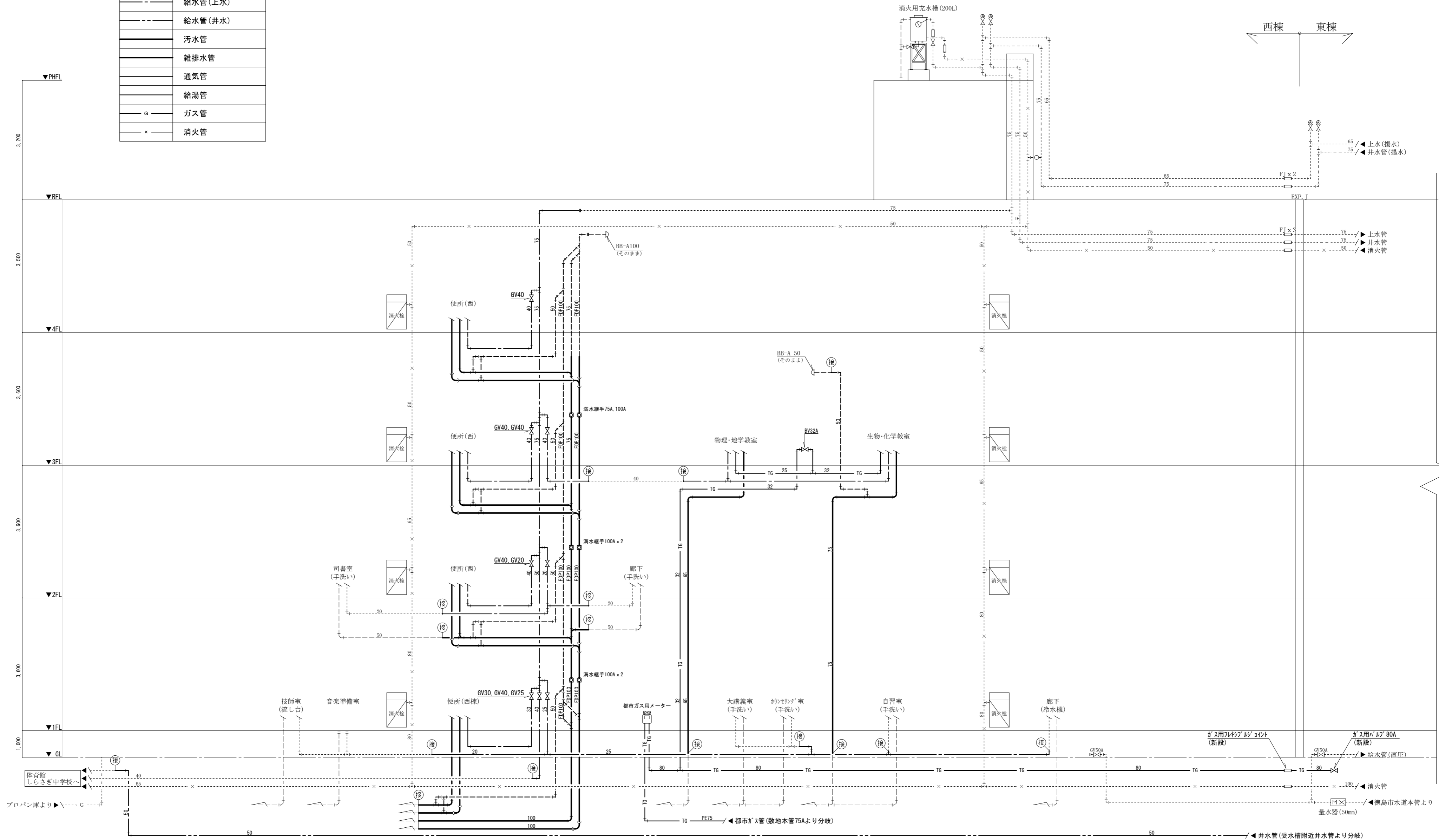
名称	JIS記号 国交省記号	参考品番 (LIXIL)	付属品及び仕様 (LIXIL)	参考品番 (TOTO)	付属品及び仕様 (TOTO)	数量	設置場所																	
							1階				2階				3階				4階				屋上	屋外
							多目的トイレ1	多目的トイレ2	通路	技師室	男子便所	女子便所			男子便所	女子便所	物理化学教室	生物化学教室	男子便所	女子便所				
コンパクトリサイクルバケツ		-		UADAKO1R1C2ANN1WA	大便器 (壁掛)、洗面器、手洗器、背もたれ、手すり、停電時洗浄レバー、TCF5554AUPR (温水洗浄便座)	2	1	1																
洋風便器A	C810S	BC-P110S	DQ-PA150CH (タンク)、CW-PA21LQE-NE-R1 (温水洗浄便座)、CF-020-SET (分岐栓) CF-63HST (紙巻器)	OFS498B	フラッシュタンク式、TCF5534AU (温水洗浄便座)、YH702 (紙巻器)	3					1	2												
洋風便器B	C810S	BC-P110S	DQ-PA150CH (タンク)、CF-21ALP (暖房便座)、KS-622 (分岐栓) CF-63HST (紙巻器)	OFS498B	フラッシュタンク式、TCF226 (暖房便座)、YES402R (擬音装置 AC100V)、YH702 (紙巻器)	6							1	2				1	2					
小便器	U620	U-A51AP	壁掛形、自動洗浄 (AC100V)	UFS900R	壁掛形、自動洗浄 (AC100V)	9					3				3				3					
コンパクトストリートバケツ		PTOM-B210W	電気温水付 (1φ-100V)、停電時洗浄レバー、側板 x 1	UAS81RDB1N	電気温水付 (1φ-100V)、停電時洗浄レバー、側板 x 1	1	1																	
掃除用流し	S210	S-202A	LF-7KE-19-U (横水栓)、SF-20SAF-P (排水金具)、SF-202 (給水金具)、SF-10E (取付金具)	SK22A	T23AE20 (横水栓)、T37SGEP (排水金具)、TN114 (止水栓)、T9R (取付金具)、TK22 (リムカバー)	8			2		1	1			1	1			1	1				
ベビーシート		AC-OK-21F	固定金具共	YKA25S	固定金具共	1	1																	
ベビーチェア		AC-BK-F62	固定金具共	YKA15S	固定金具共	1	1																	
フィッティングボード		AC-CB-01	KF-AA910CE40 (手すり)、固定金具共	YKA41R	YB10 (手すり)、固定金具共	1	1																	
台付混合水栓		SF-HB442SYXA		TKS05303J		1				1														
立水栓		LF-14SP-13-U-PK		T136AUN13CR		12									6	6								
ガス栓			ヒューズガス栓 LAニロキスメント		ヒューズガス栓 LAニロキスメント	10									1	9								

※衛生器具取付の補強木等は建築工事とする

徳島県土木整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管				図面番号	P-02	
	図名	衛生設備 機器表、器具表				作図年月	2023	
	縮尺	A3	NON		縮尺	A2	NON	
		 <b>株式会社上設計</b> 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966						



記号	名称
---	給水管(上水)
---	給水管(井水)
---	污水管
---	雑排水管
---	通気管
---	給湯管
g	ガス管
x	消火管

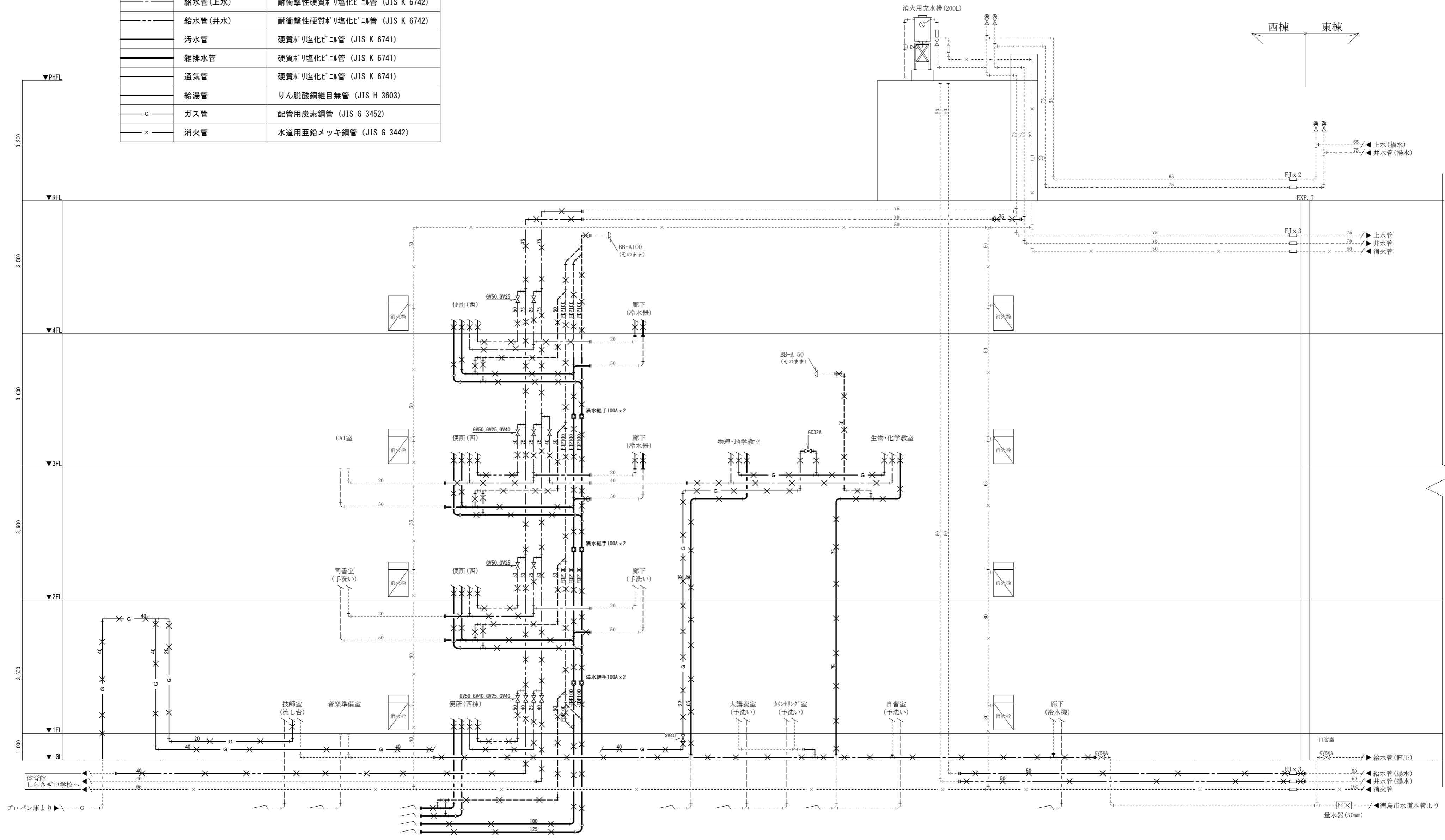


改修後 系統図 SC=NON

- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
  - ・ 配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
  - ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと
  - ・ 排水立管で100A以上は耐火二層管(FDP)とする。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-03	
	図名	衛生設備 系統図(改修後)	縮尺	A3 NON	作図年月	2023
				A2 NON	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	

記号	名称	既設管種
---	給水管(上水)	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6742)
---	給水管(井水)	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6742)
---	污水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741)
---	雑排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741)
---	通気管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741)
---	給湯管	リン脱酸銅継目無管 (JIS H 3603)
g	ガス管	配管用炭素鋼管 (JIS G 3452)
x	消火管	水道用亜鉛メッキ鋼管 (JIS G 3442)

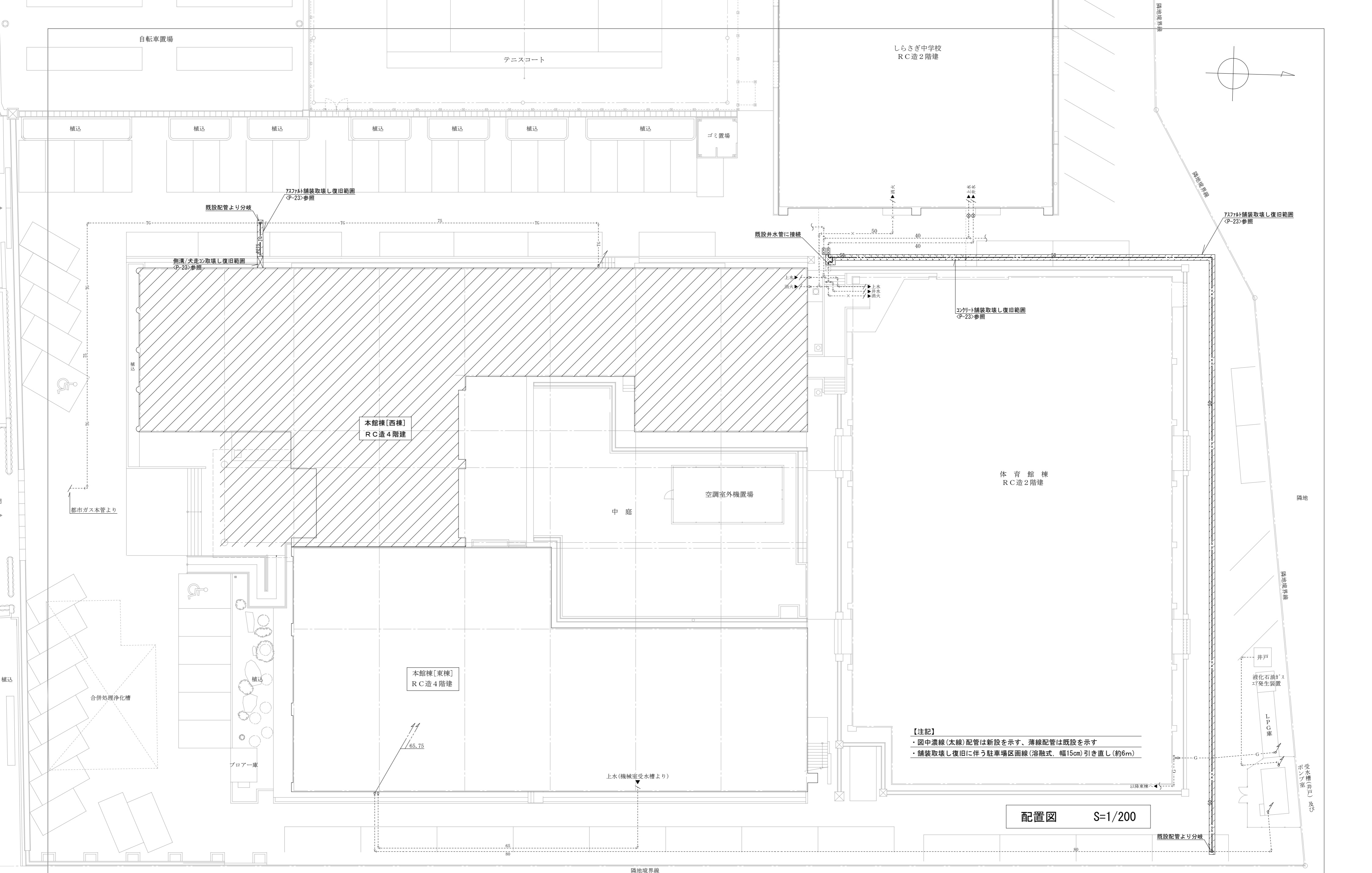


改修前 系統図 SC=NON

- 【注記】**
- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
  - ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(メタル補修)は本工事に含む
  - ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
  - ・ 配管切離し後末端は「カ」止め又は「キャップ」止め処理とする
  - ・ 明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-04
	図名	衛生設備 系統図(改修前)	縮尺	A3 NON A2 NON	作図年月

かみ  
**株式会社 上設計**  
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信  
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

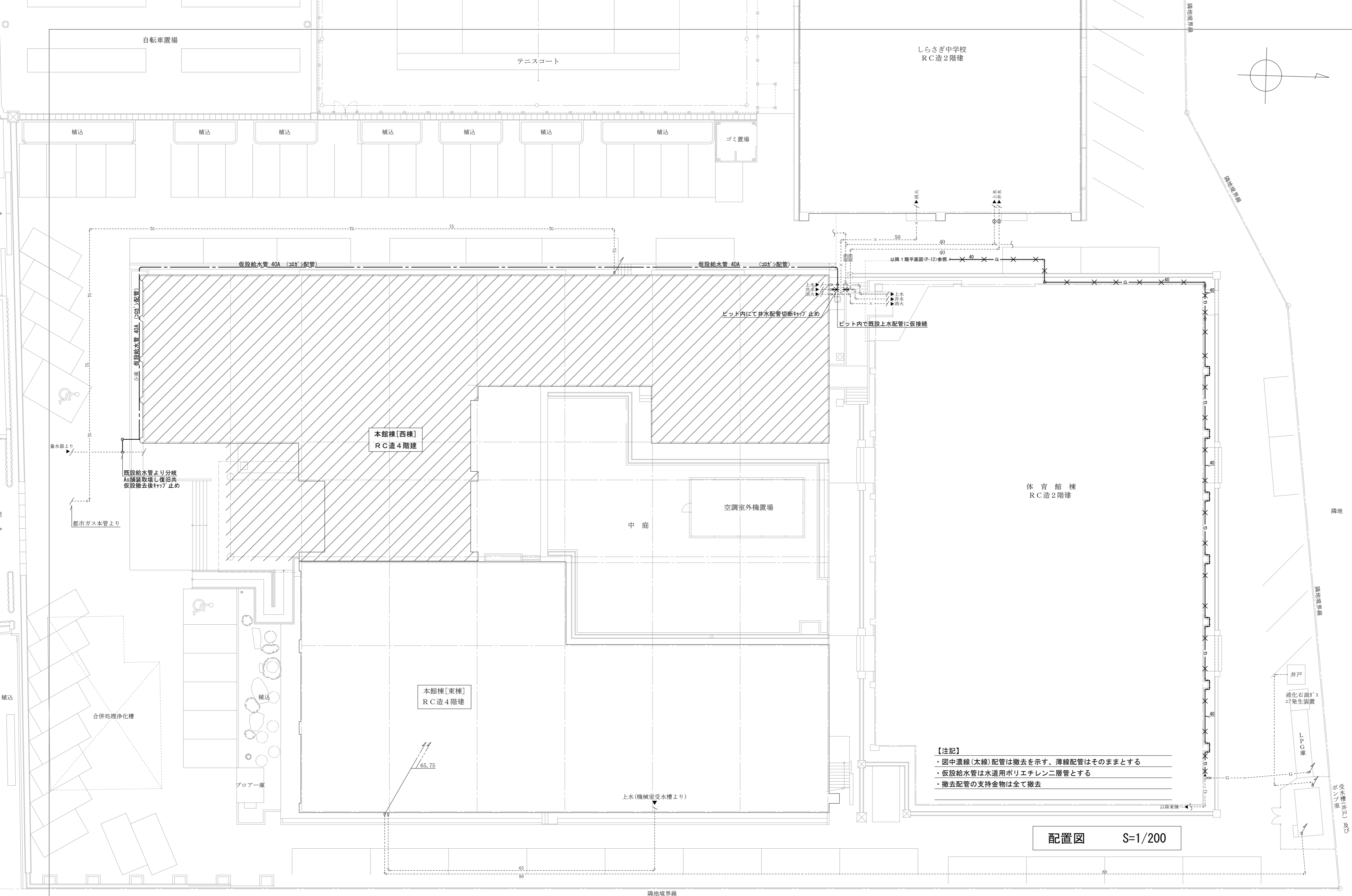


【注記】  
 ・図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す  
 ・舗装取壊し復旧に伴う駐車場区画線(溶融式、幅15cm)引き直し(約6m)

配置図 S=1/200

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-05		
	図名	部分配置図(改修後)	縮尺	A3	1/282	作図年月	2023
				A2	1/200		

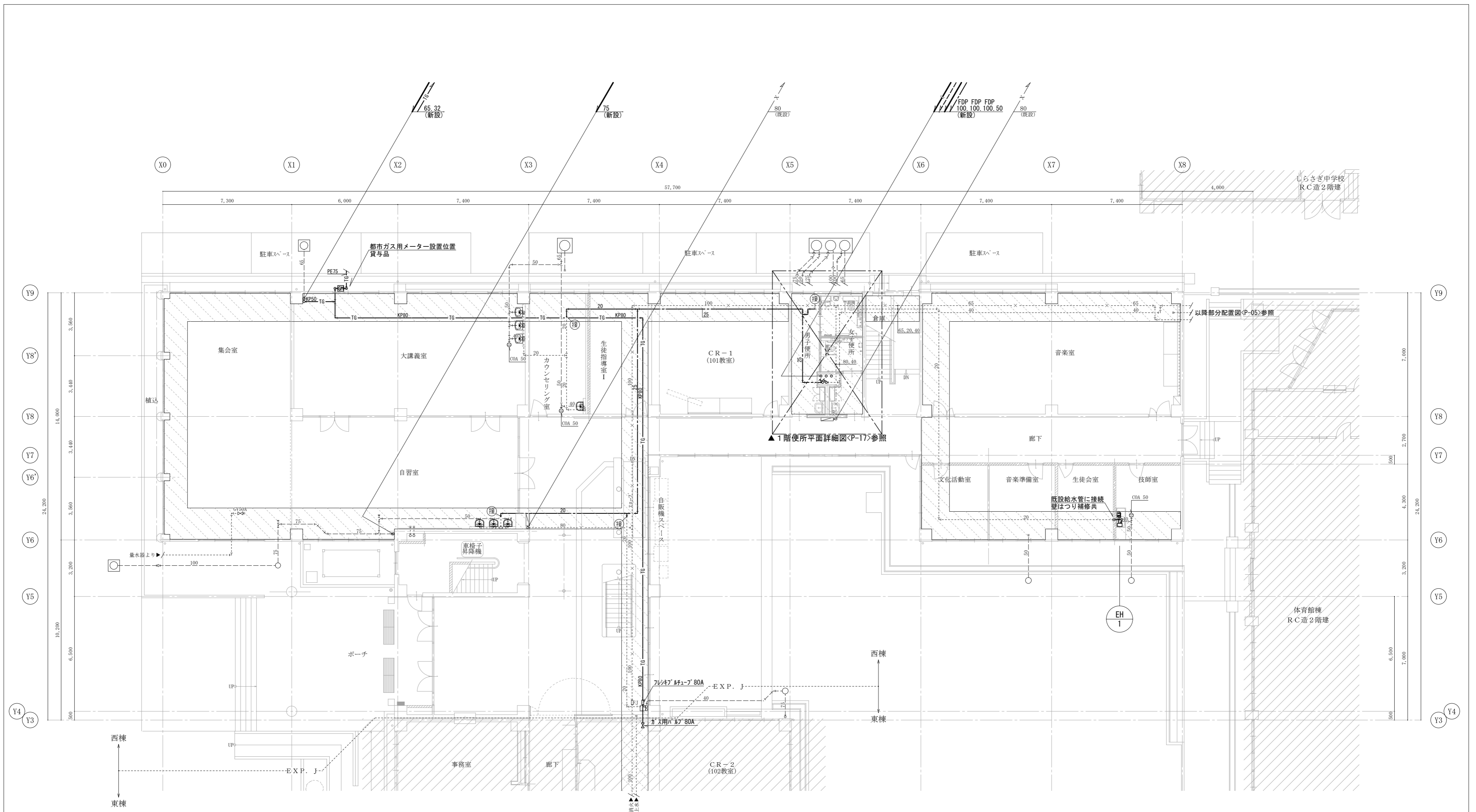
かみ  
 株式会社 上設計  
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信  
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



【注記】  
 ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする  
 ・仮設給水管は水道用ポリエチレン二層管とする  
 ・撤去配管の支持金物は全て撤去

配置図 S=1/200

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-06	
	図名	部分配置図(改修前)	縮尺	A3 1/282 A2 1/200	作図年月	2023
				株式会社 上設計		管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
				〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7		tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



【東棟】ガス消費量

室名	器具名	ガス消費量(kw)	台数	小計(kw)
1階 保健室	瞬間湯沸器(5号)	10.50	1	10.50
2階 休憩室	ガスストーブ(2口)	6.42	1	6.42
2階 和室	ガスストーブ(1口)	3.50	1	3.50
3階 調理実習教室	ガスストーブ	10.10	9	90.90
	ガスストーブ	3.55	9	31.95
合計			21	143.27

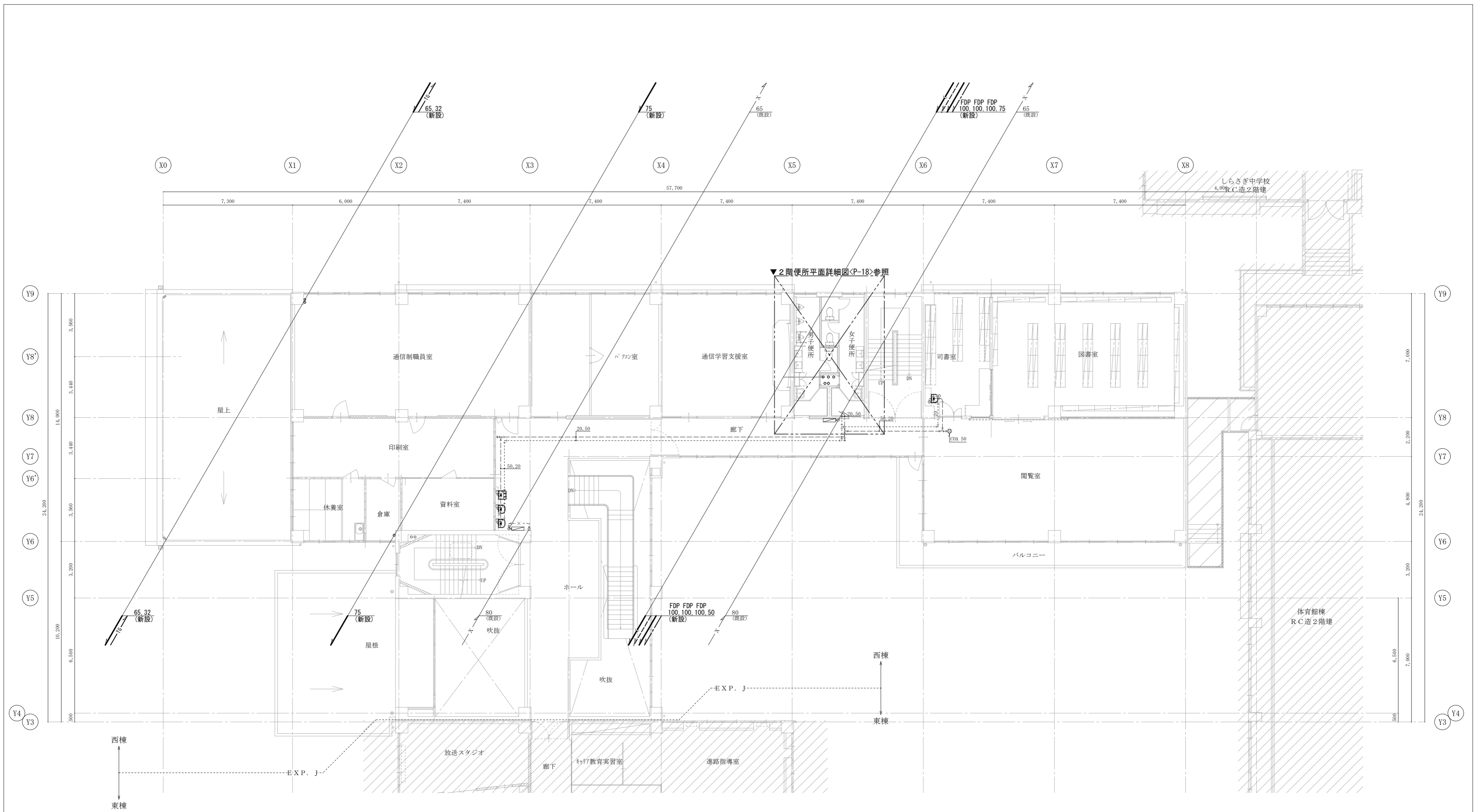
新設器具リスト

技師室	
台付混合水栓	1

【注記】

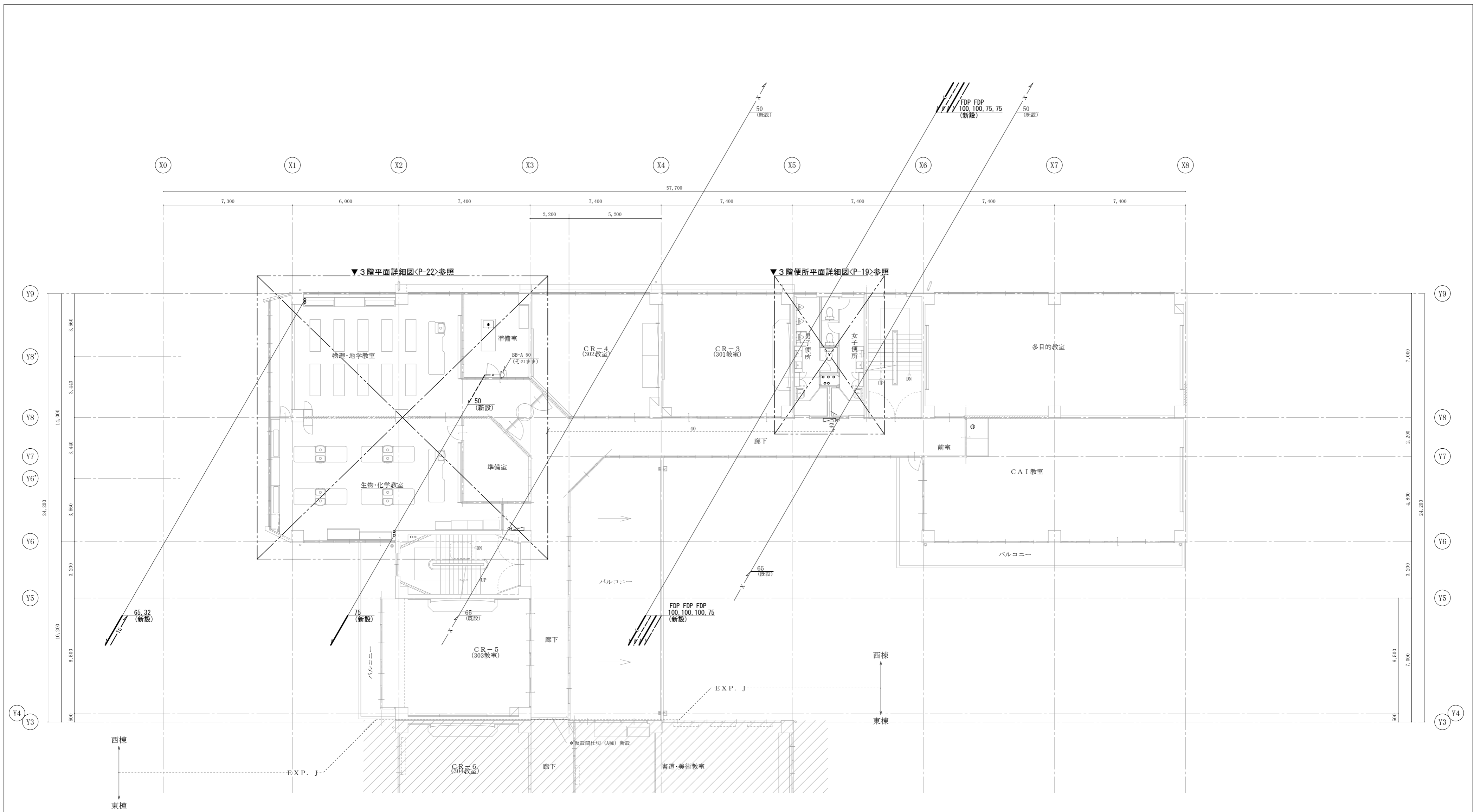
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
- ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
- ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

…ピットを示す



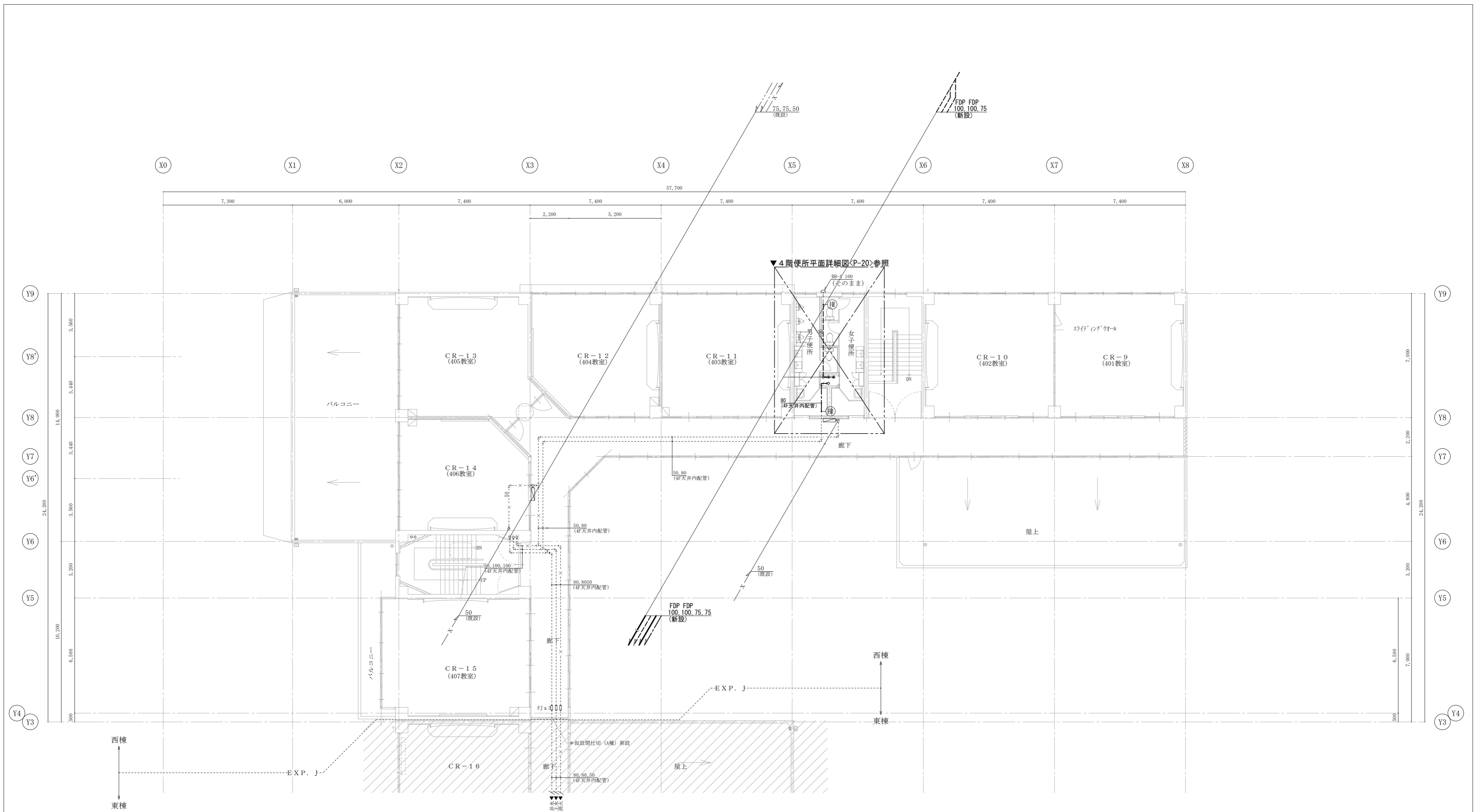
- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
  - ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
  - ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-08	
	図名	衛生設備 2階平面図 (改修後)	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月	2023
				株式会社 上設計		
				管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信		
				〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7		tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
  - ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
  - ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-09	
	図名	衛生設備 3階平面図 (改修後)	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月	2023
				株式会社 上設計		
				管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信		
				〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7		tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

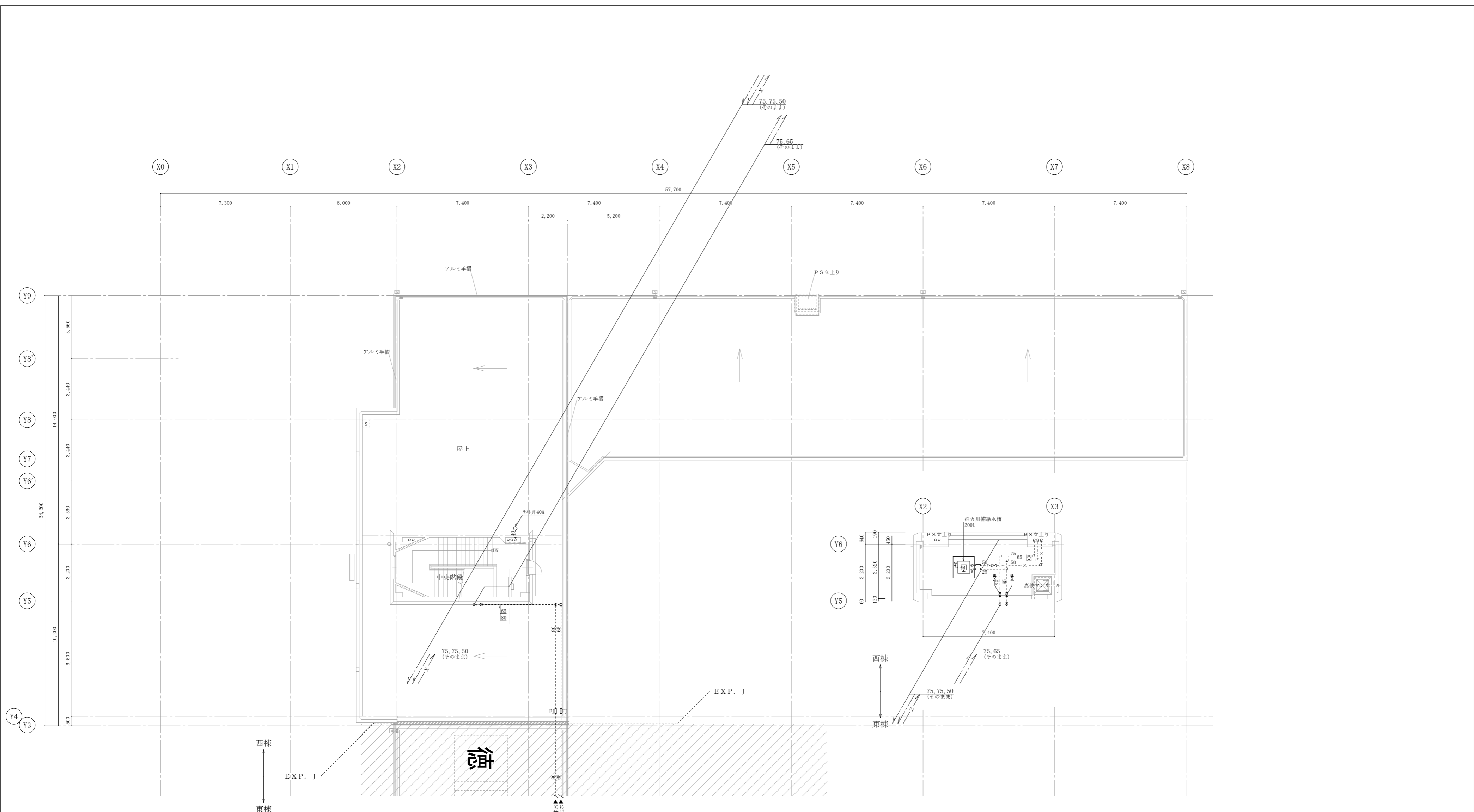


**【注記】**

- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
- ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
- ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと


徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-10	
	図名	衛生設備 4階平面図(改修後)	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月	2023
				株式会社 上設計		
				管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信		
				〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7		tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

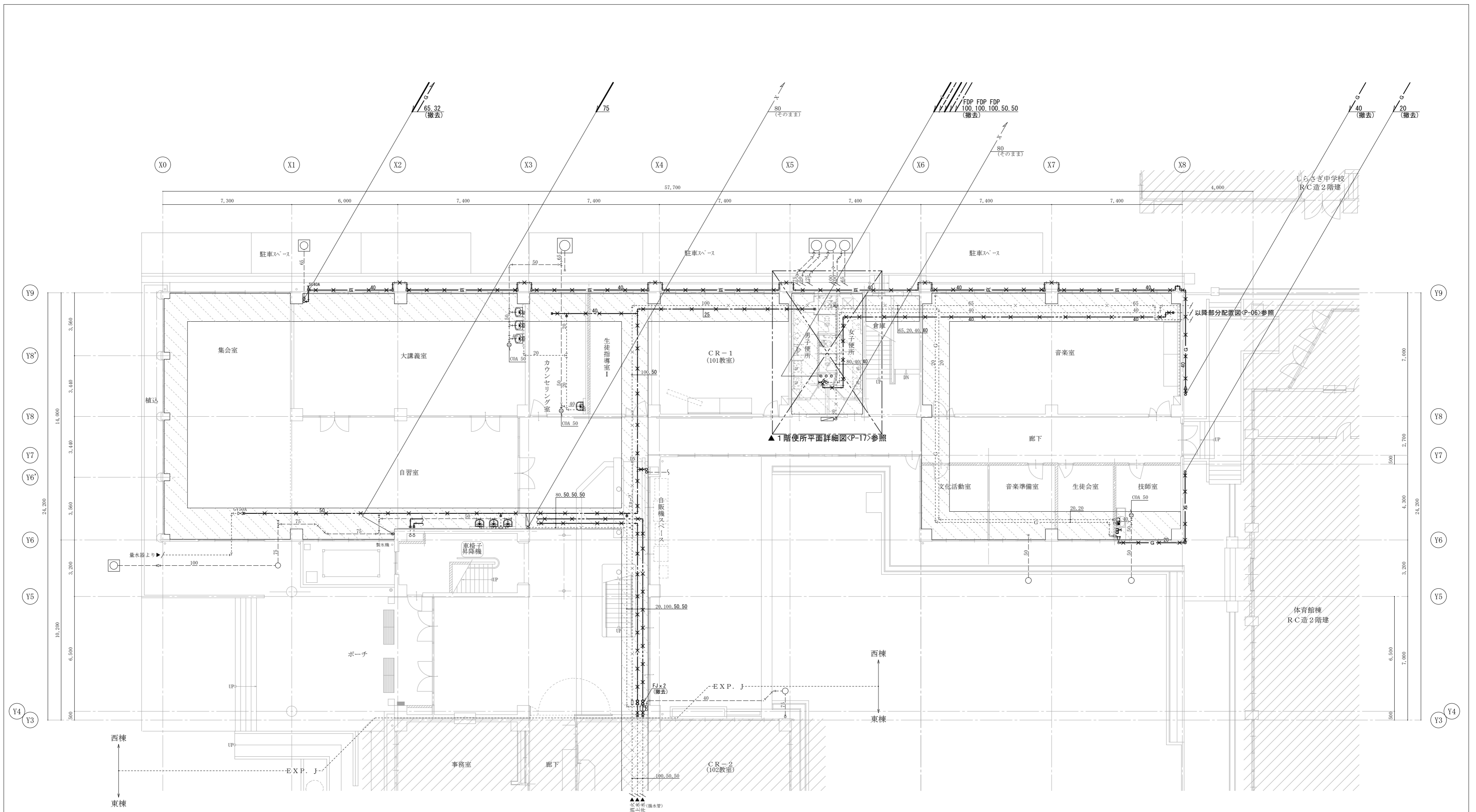




- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
  - ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
  - ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-11	
	図名	衛生設備 R・PH階平面図(改修後)	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月	2023


**株式会社 上設計**  
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信  
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



...ピットを示す

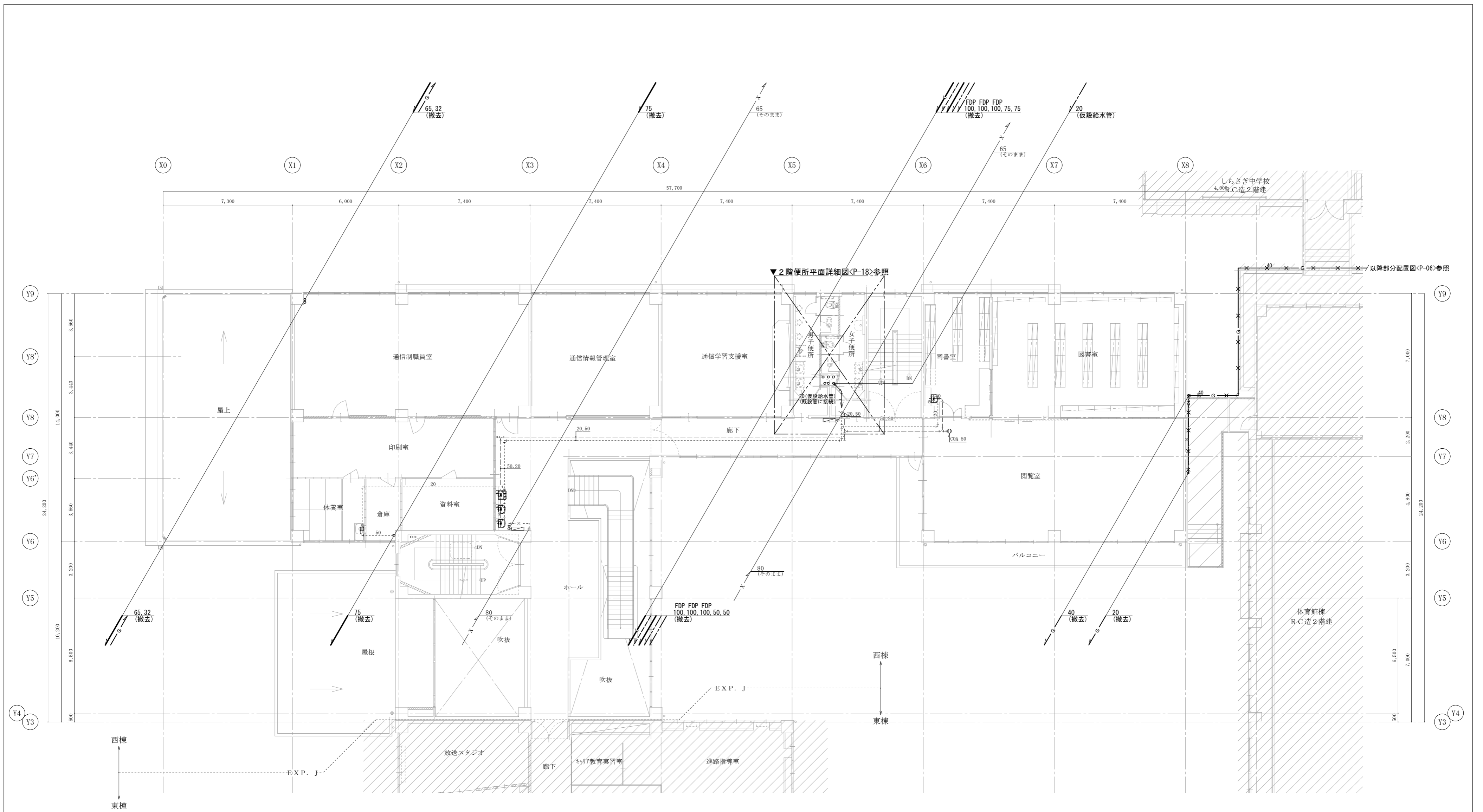
撤去器具リスト

技 師 室	
給水栓	1
給湯栓	1
ガス栓	1
瞬間沸湯器(5号)	1

- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
  - ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(タワリ補修)は本工事に含む
  - ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
  - ・ 配管切離し後末端は「ラガ」止め又は「キャップ」止め処理とする
  - ・ 明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
  - ・ 表中の衛生器具は付属品共すべて撤去

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-12
	図名	衛生設備 1階平面図(改修前)	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月 2023

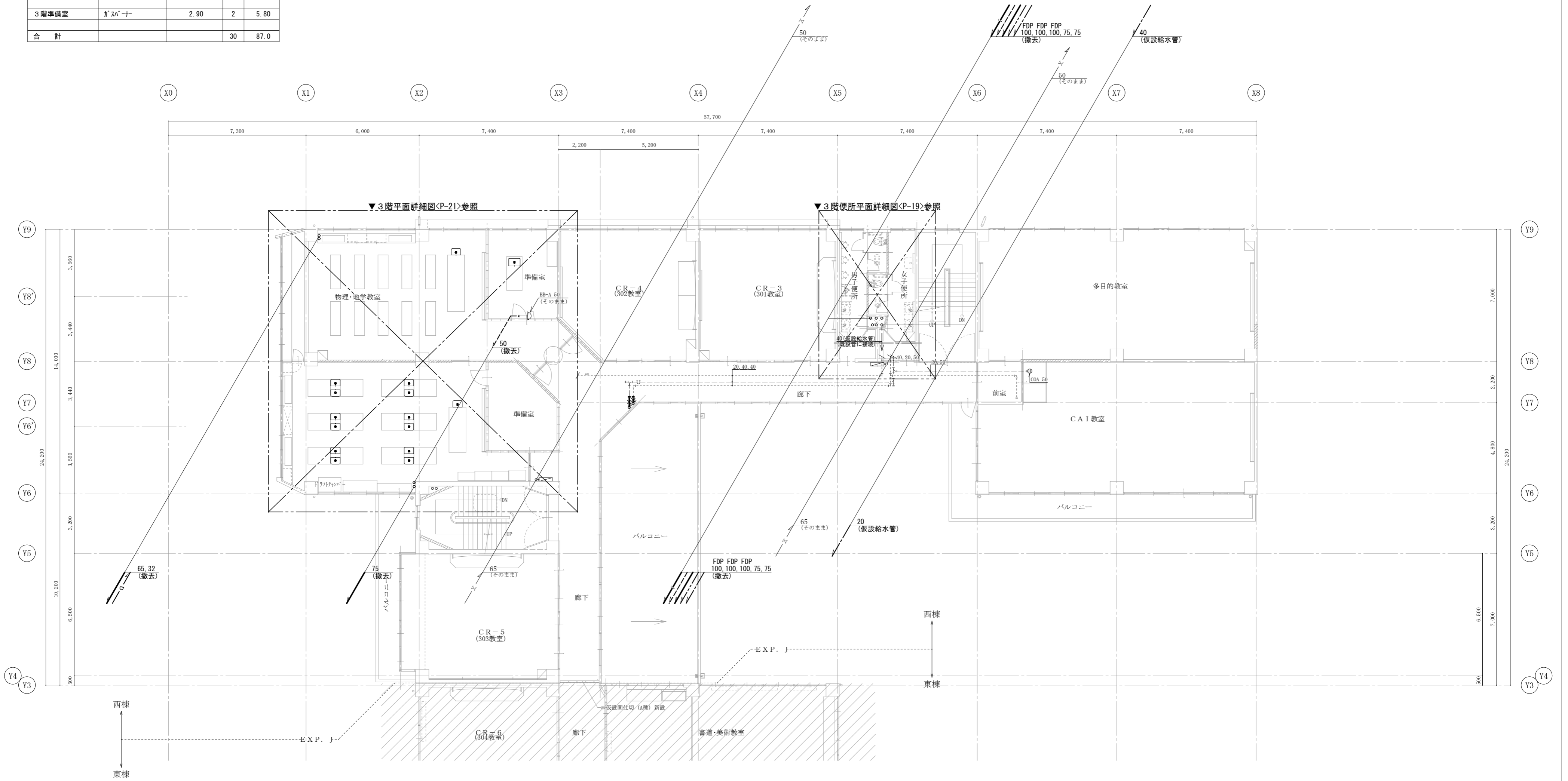
かみ  
株式会社 上設計  
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信  
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
tel 0883-62-3955  
fax 0883-62-3966



- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
  - ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(タリ補修)は本工程に含む
  - ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
  - ・ 配管切離し後末端は「ラガ」止め又は「キャップ」止め処理とする
  - ・ 明記なき配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
  - ・ 表中の衛生器具は付属品共すべて撤去


徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-13	
	図名	衛生設備 2階平面図(改修前)	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月	2023
				株式会社 上設計 <small>かみ</small> 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		

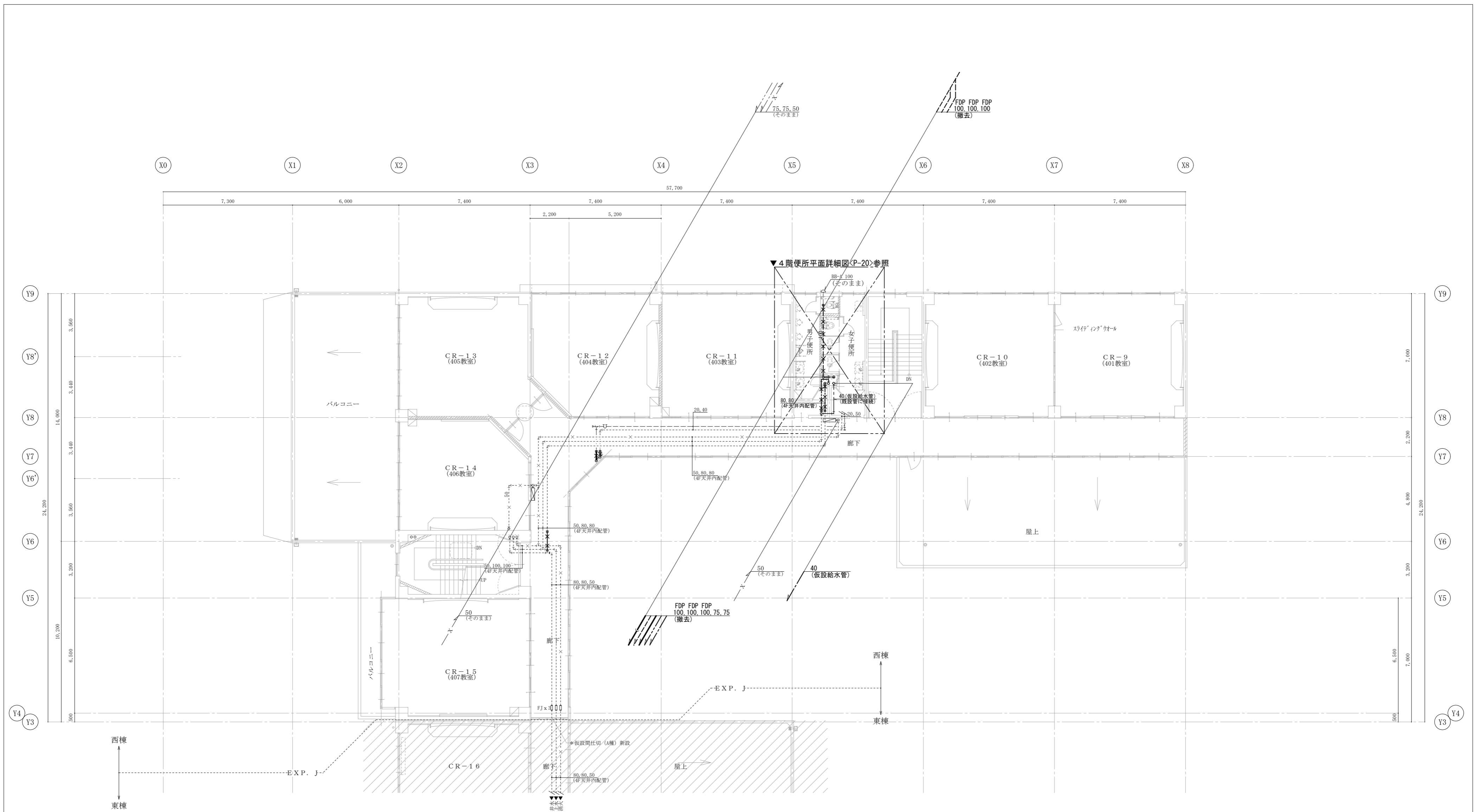
【西棟】ガス消費量				
室名	器具名	ガス消費量(kw)	台数	小計(kw)
3階生物化学教室	ガスバーナー	2.90	26	75.4
3階物理化学教室	ガスバーナー	2.90	2	5.80
3階準備室	ガスバーナー	2.90	2	5.80
合計			30	87.0



- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
  - ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(タワリ補修)は本工事に含む
  - ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
  - ・ 配管切離し後末端は「ラグ」止め又は「キャップ」止め処理とする
  - ・ 明記なき配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
  - ・ 表中の衛生器具は付属品共すべて撤去

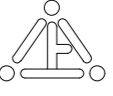
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-14	
	図名	衛生設備 3階平面図(改修前)	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月	2023

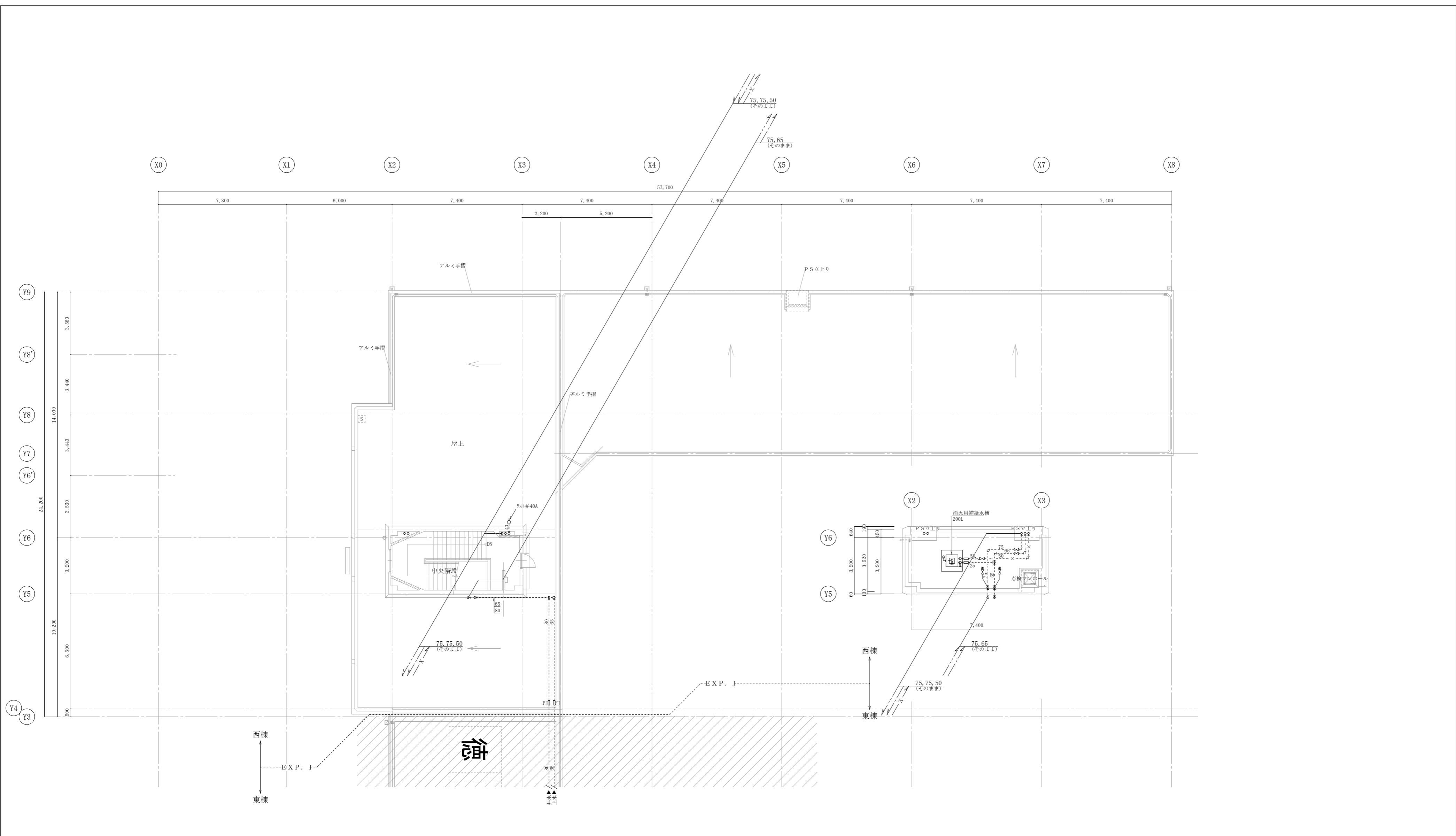

**株式会社 上設計**  
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信  
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
  - ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(タワリ補修)は本工事に含む
  - ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
  - ・ 配管切離し後末端は「ラガ」止め又は「キャップ」止め処理とする
  - ・ 明記なき配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
  - ・ 表中の衛生器具は付属品共すべて撤去


徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-15	
	図名	衛生設備	4階平面図(改修前)	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月 2023


**株式会社 上設計**  
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信  
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



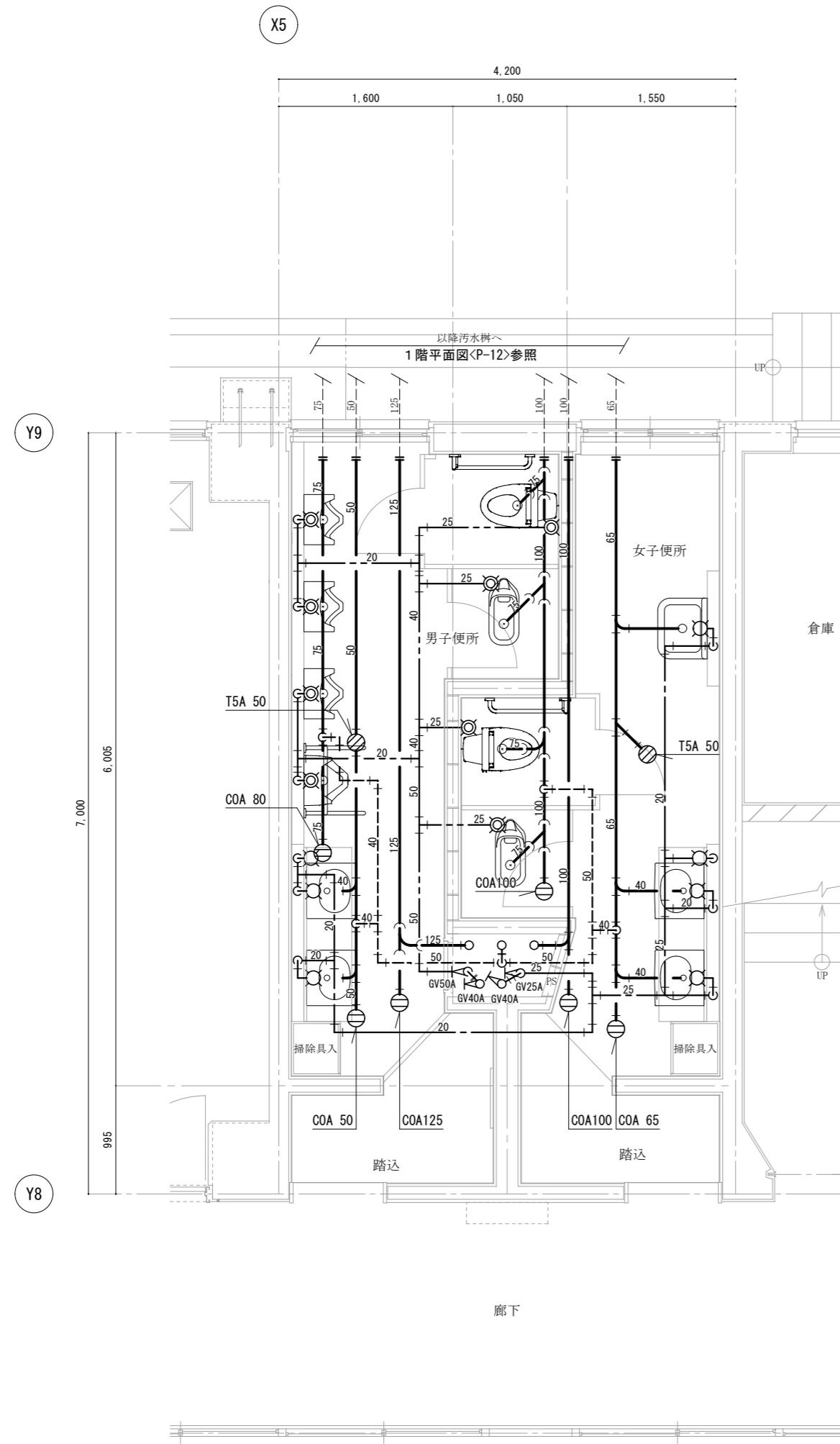
- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
  - ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(丸外補修)は本工事に含む
  - ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
  - ・ 配管切離し後末端は「ラ」止め又は「キャップ」止め処理とする
  - ・ 明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
  - ・ 表中の衛生器具は付属品共すべて撤去

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-16	
	図名	衛生設備 R・PH階平面図(改修前)	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月	2023


**株式会社 上設計**  
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信  
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

【注記】

- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
- ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(ML外補修)は本工事に含む
- ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
- ・ 配管切離し後末端は「フタ」止め又は「キャップ」止め処理とする
- ・ 和風大便器撤去及び開口補強は建築工事とする
- ・ 表中の衛生器具は付属品共すべて撤去



1階便所平面詳細図 (改修前) 1/50

撤去器具リスト

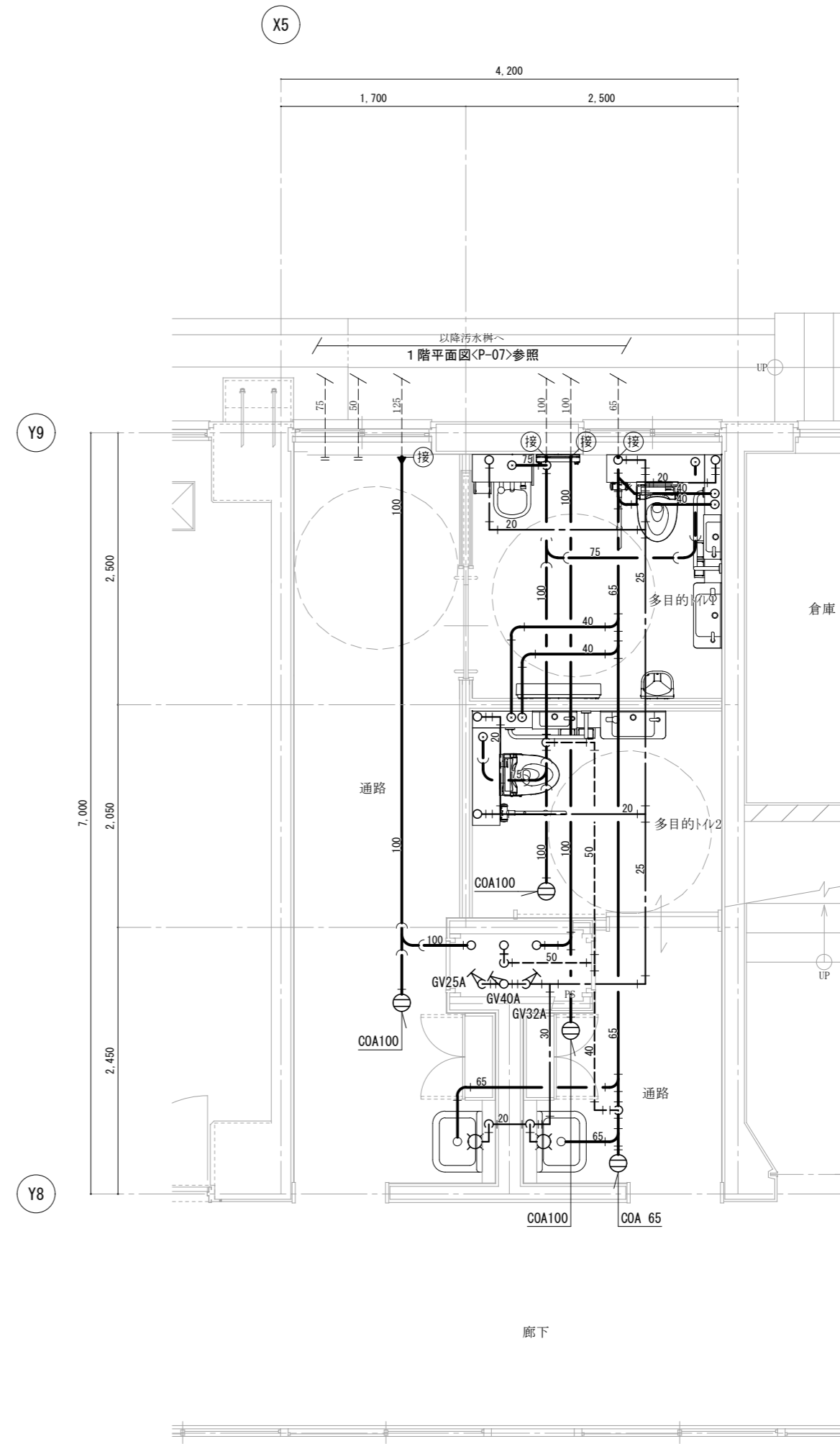
男子便所	
洋風便器 (FV式)	1
和風大便器用洗浄弁	1
小便器 (床置)	1
小便器 (壁掛)	3
給水栓 (掃除用)	1

女子便所	
洋風便器 (FV式)	1
和風大便器用洗浄弁	1
掃除用流し	1
給水栓 (掃除用)	1

【注記】

- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
- ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
- ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと



1階便所平面詳細図 (改修後) 1/50

新設器具リスト

多目的トイレ 1	
コンパクトリアフリートイレタック	1
コンパクトトイレタック	1
ベビーシート	1
ベビーチェア	1
フィッティングボード	1

多目的トイレ 2	
コンパクトリアフリートイレタック	1

通路	
掃除用流し	2

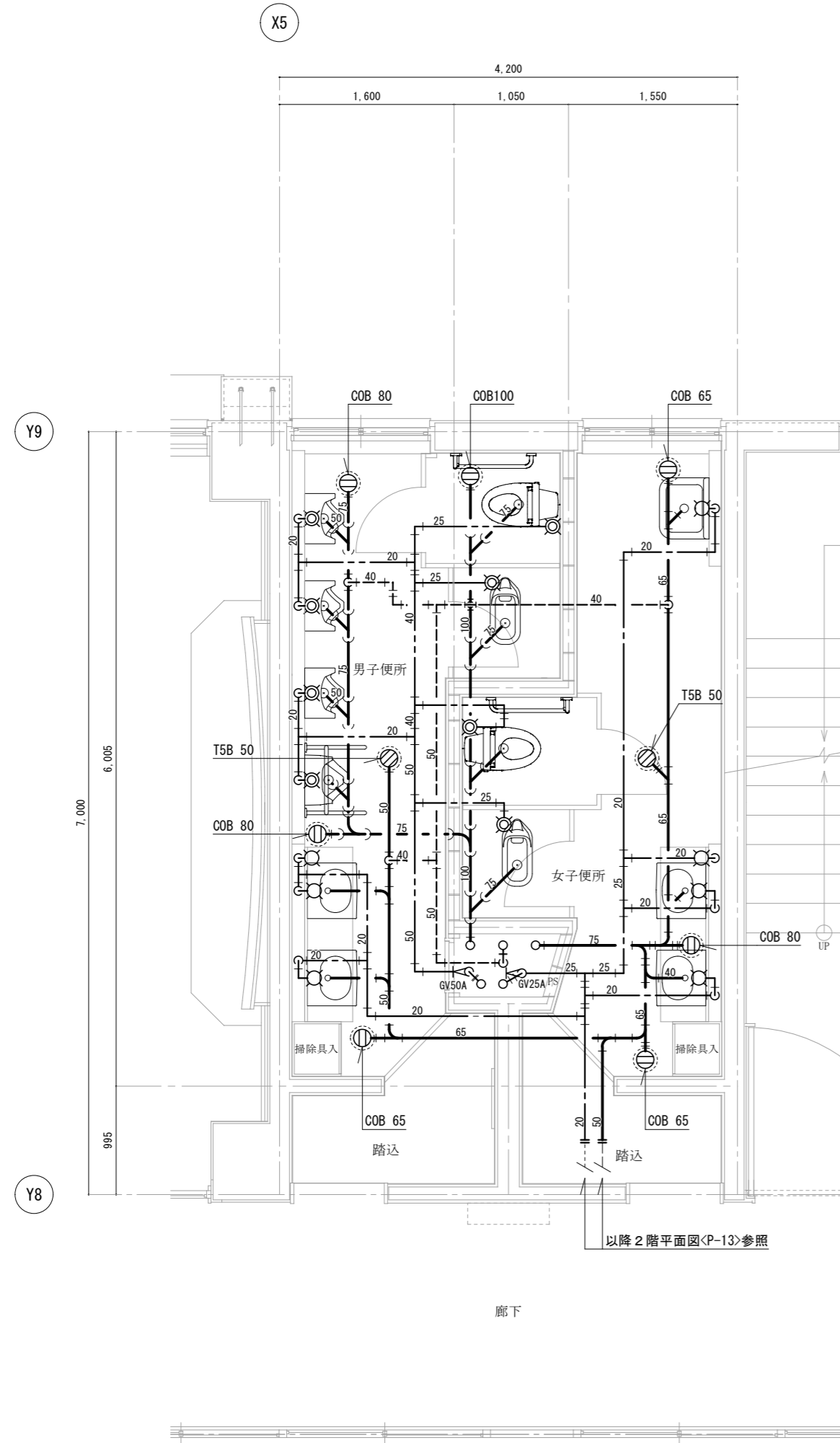
【注記】

- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
- ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(ML外補修)は本工事に含む
- ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
- ・ 配管切離し後末端は「フタ」止め又は「キャップ」止め処理とする
- ・ 和風大便器撤去及び開口補強は建築工事とする
- ・ 表中の衛生器具は付属品共すべて撤去

改修前 ← ○ → 改修後

【注記】

- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
- ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
- ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

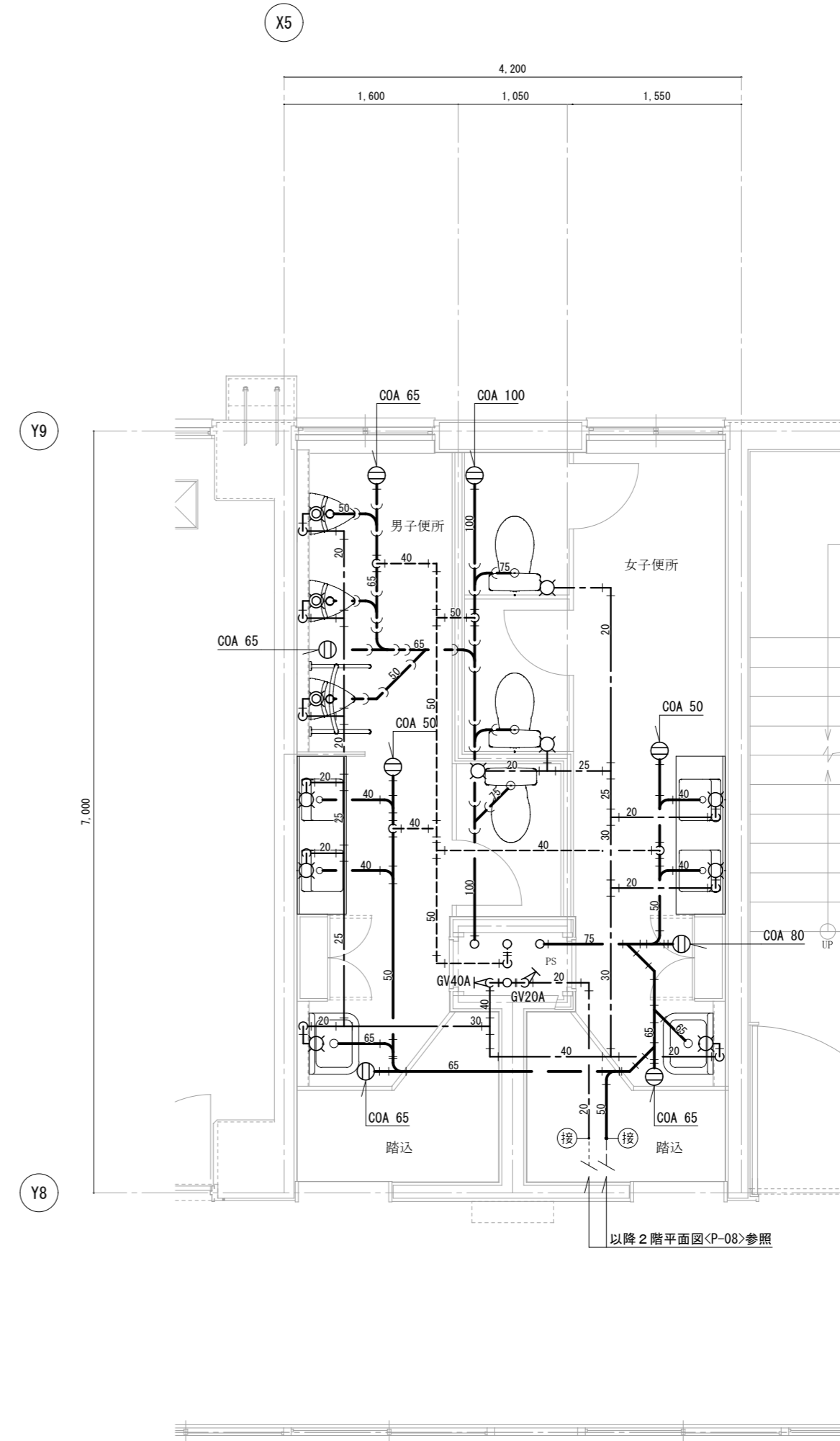


2階便所平面詳細図 (改修前) 1/50

撤去器具リスト

男子便所	
洋風便器 (FV式)	1
和風大便器用洗浄弁	1
小便器 (床置)	1
小便器 (壁掛)	3
給水栓 (掃除用)	1

女子便所	
洋風便器 (FV式)	1
和風大便器用洗浄弁	1
掃除用流し	1
給水栓 (掃除用)	1



2階便所平面詳細図 (改修後) 1/50

新設器具リスト

男子便所	
洋風便器 (フラッシュタンク式)	1
小便器	3
カウンター式洗面器A	1
掃除用流し	1

女子便所	
洋風便器 (フラッシュタンク式)	2
カウンター式洗面器B	1
掃除用流し	1

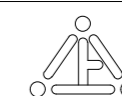
徳島県県土整備部営繕課

工事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管

図名 衛生設備 2階便所平面詳細図 (改修前後)

縮尺	A3	1/70
	A2	1/50

図面番号	P-18
作図年月	2023



株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上杉 重信  
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



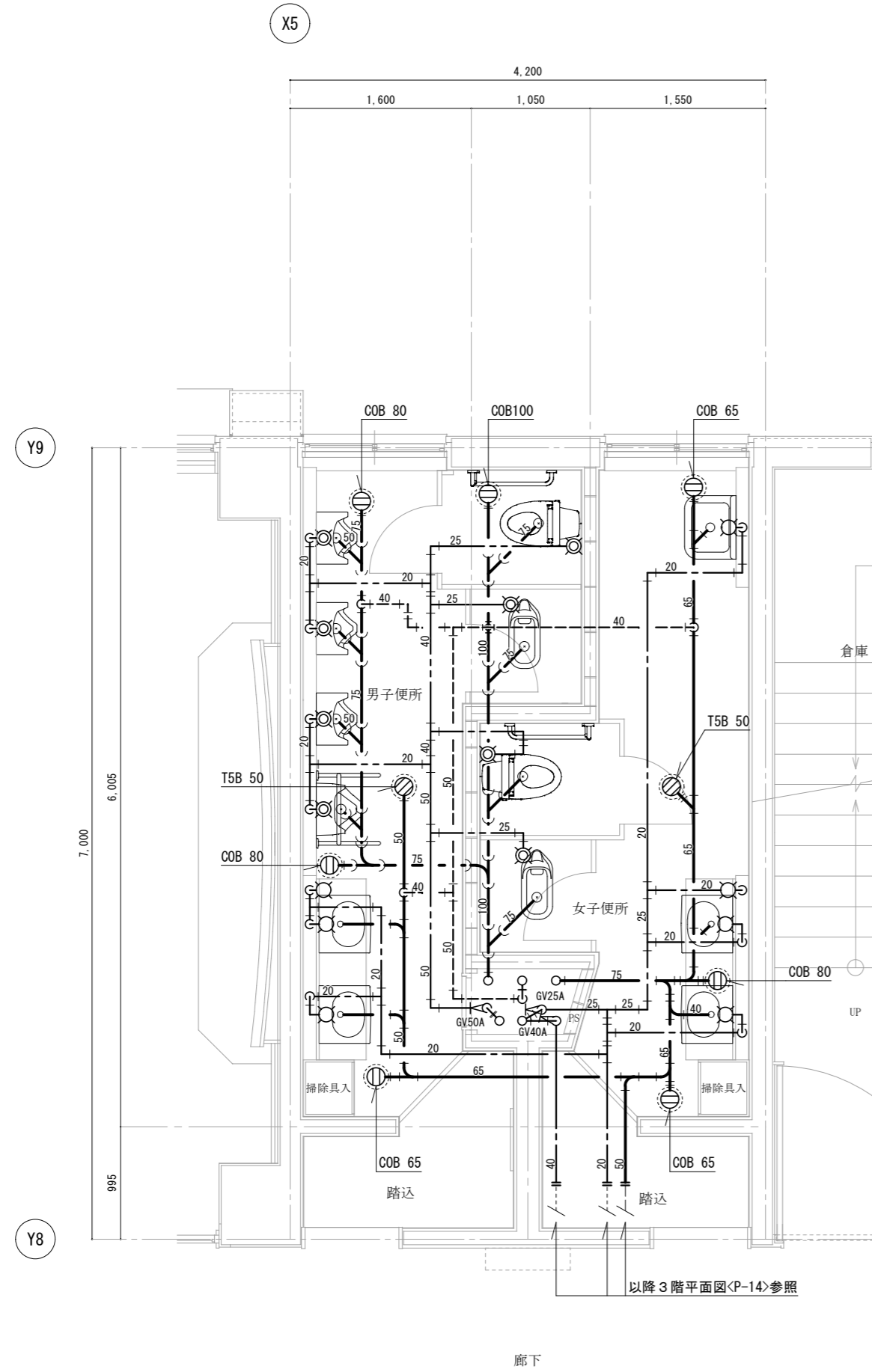
【注記】

- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
- ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(ML外補修)は本工事に含む
- ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
- ・ 配管切離し後末端は「フタ」止め又は「キャップ」止め処理とする
- ・ 和風大便器撤去及び開口補強は建築工事とする
- ・ 表中の衛生器具は付属品共すべて撤去

改修前 ← ○ → 改修後

【注記】

- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
- ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
- ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

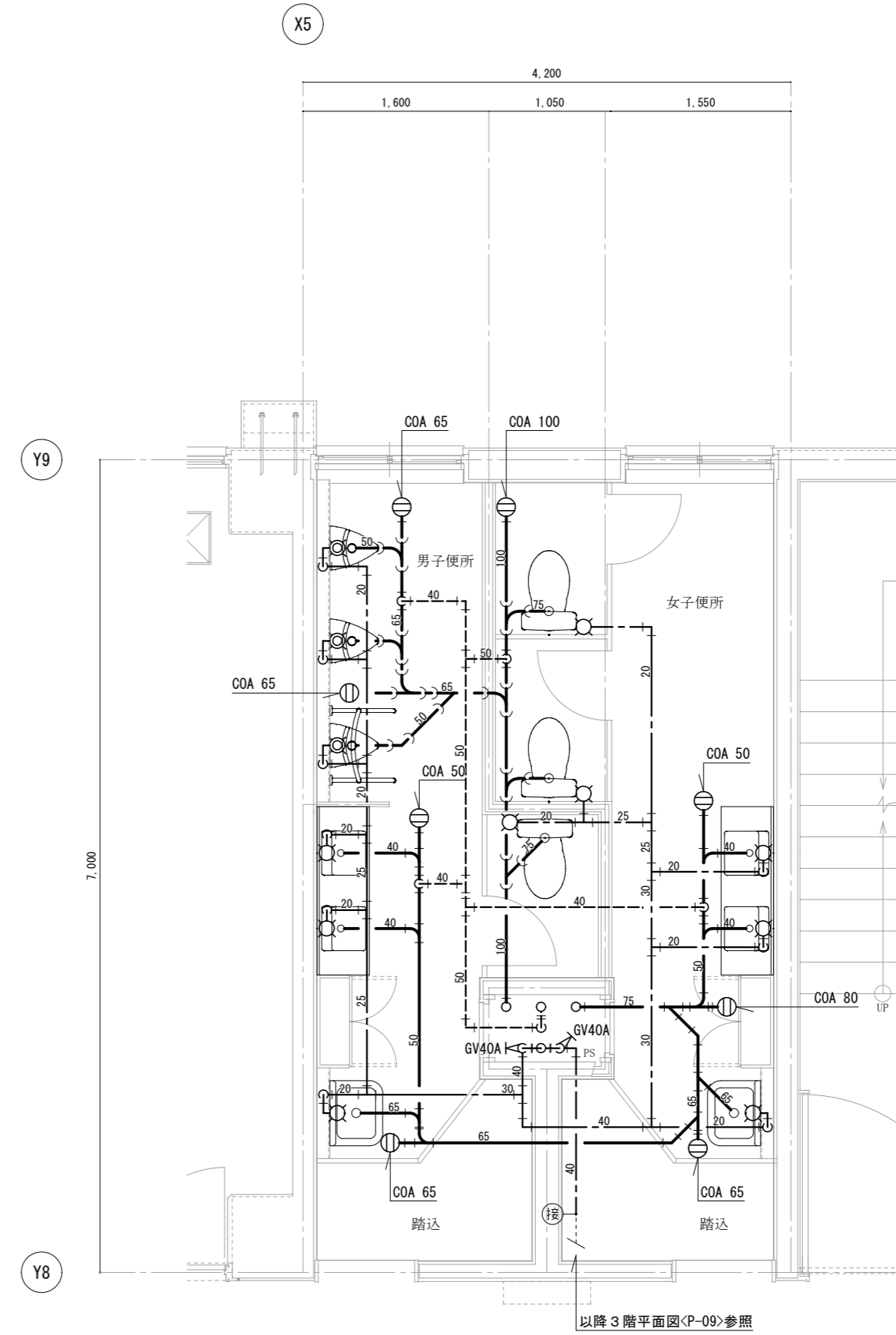


3階便所平面詳細図 (改修前) 1/50

撤去器具リスト

男子便所	
洋風便器 (FV式)	1
和風大便器用洗浄弁	1
小便器 (床置)	1
小便器 (壁掛)	3
給水栓 (掃除用)	1

女子便所	
洋風便器 (FV式)	1
和風大便器用洗浄弁	1
掃除用流し	1
給水栓 (掃除用)	1



3階便所平面詳細図 (改修後) 1/50

新設器具リスト

男子便所	
洋風便器 (フラッシュタンク式)	1
小便器	3
カウンター式洗面器A	1
掃除用流し	1

女子便所	
洋風便器 (フラッシュタンク式)	2
カウンター式洗面器B	1
掃除用流し	1

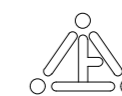
徳島県県土整備部営繕課

工事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管

図名 衛生設備 3階便所平面詳細図 (改修前後)

縮尺 A3 1/70  
A2 1/50

図面番号 P-19  
作図年月 2023



株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信  
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

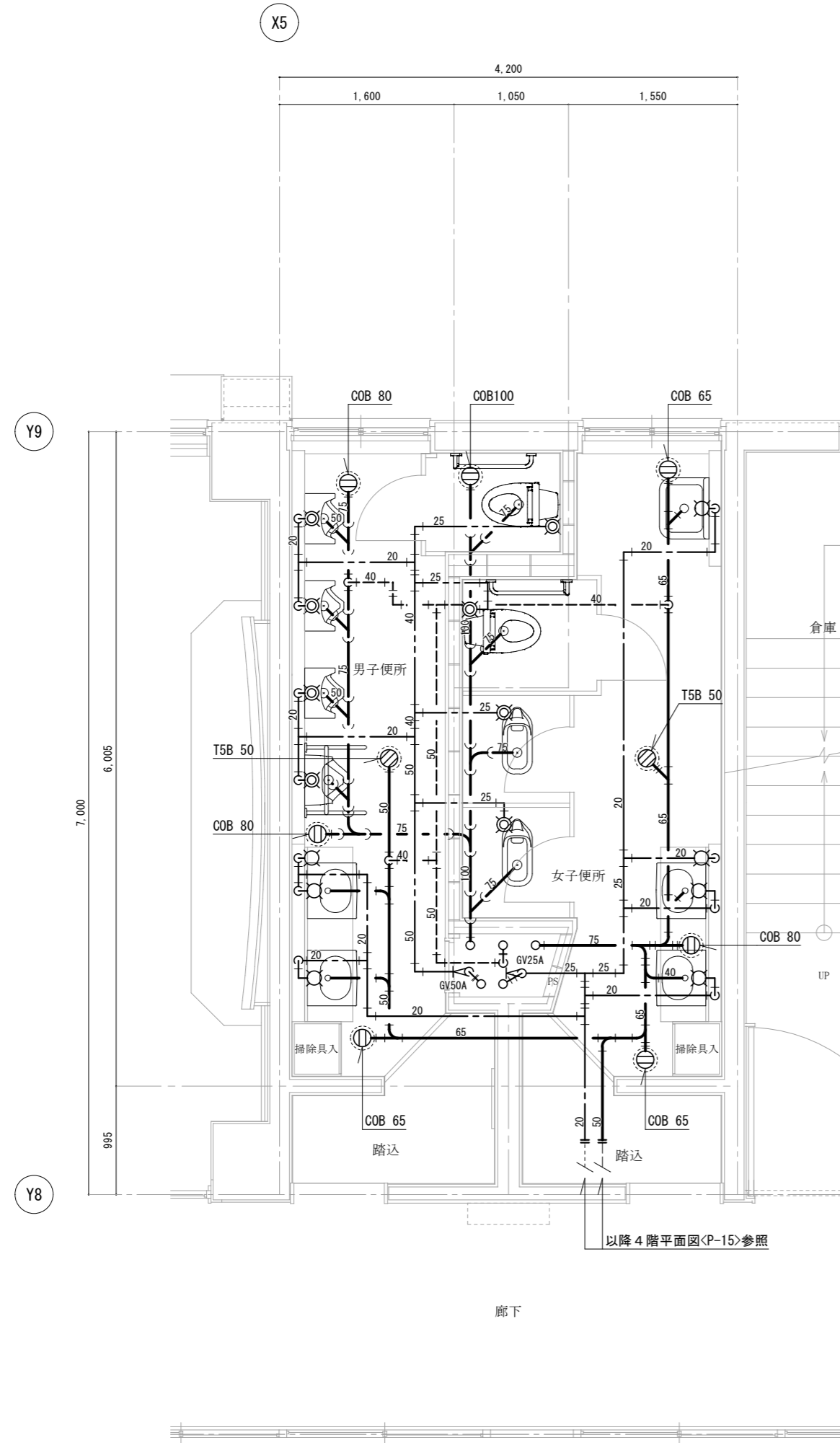
【注記】

- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
- ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(ML外補修)は本工事に含む
- ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
- ・ 配管切離し後末端は「フタ」止め又は「キャップ」止め処理とする
- ・ 和風大便器撤去及び開口補強は建築工事とする
- ・ 表中の衛生器具は付属品共すべて撤去

改修前 ← ○ → 改修後

【注記】

- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
- ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
- ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

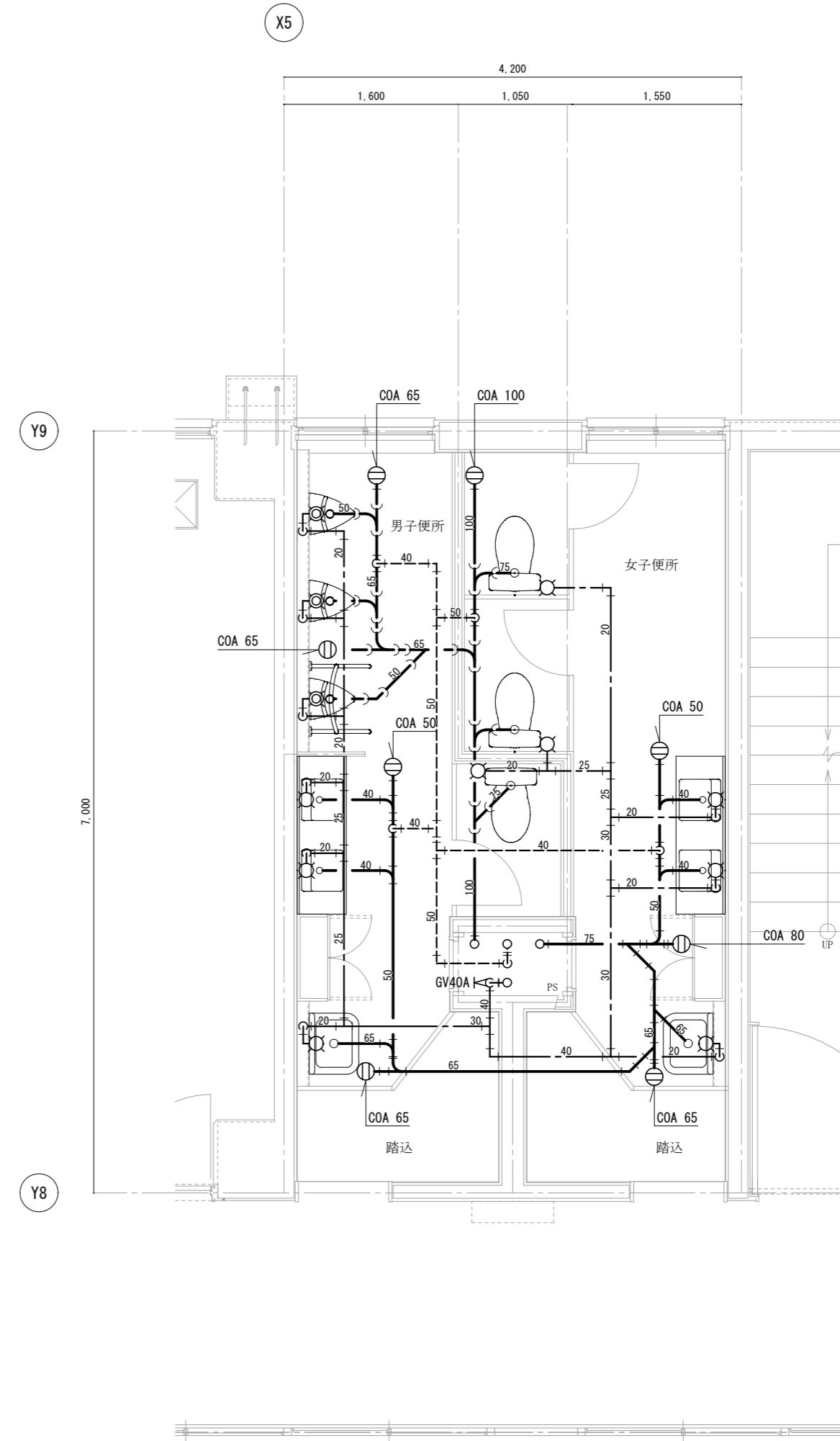


4階便所平面詳細図 (改修前) 1/50

撤去器具リスト

男子便所	
洋風便器 (FV式)	1
小便器 (床置)	1
小便器 (壁掛)	3
給水栓 (掃除用)	1

女子便所	
洋風便器 (FV式)	1
和風大便器用洗浄弁	2
洗面器	2
掃除用流し	1
給水栓 (掃除用)	1



4階便所平面詳細図 (改修後) 1/50

新設器具リスト

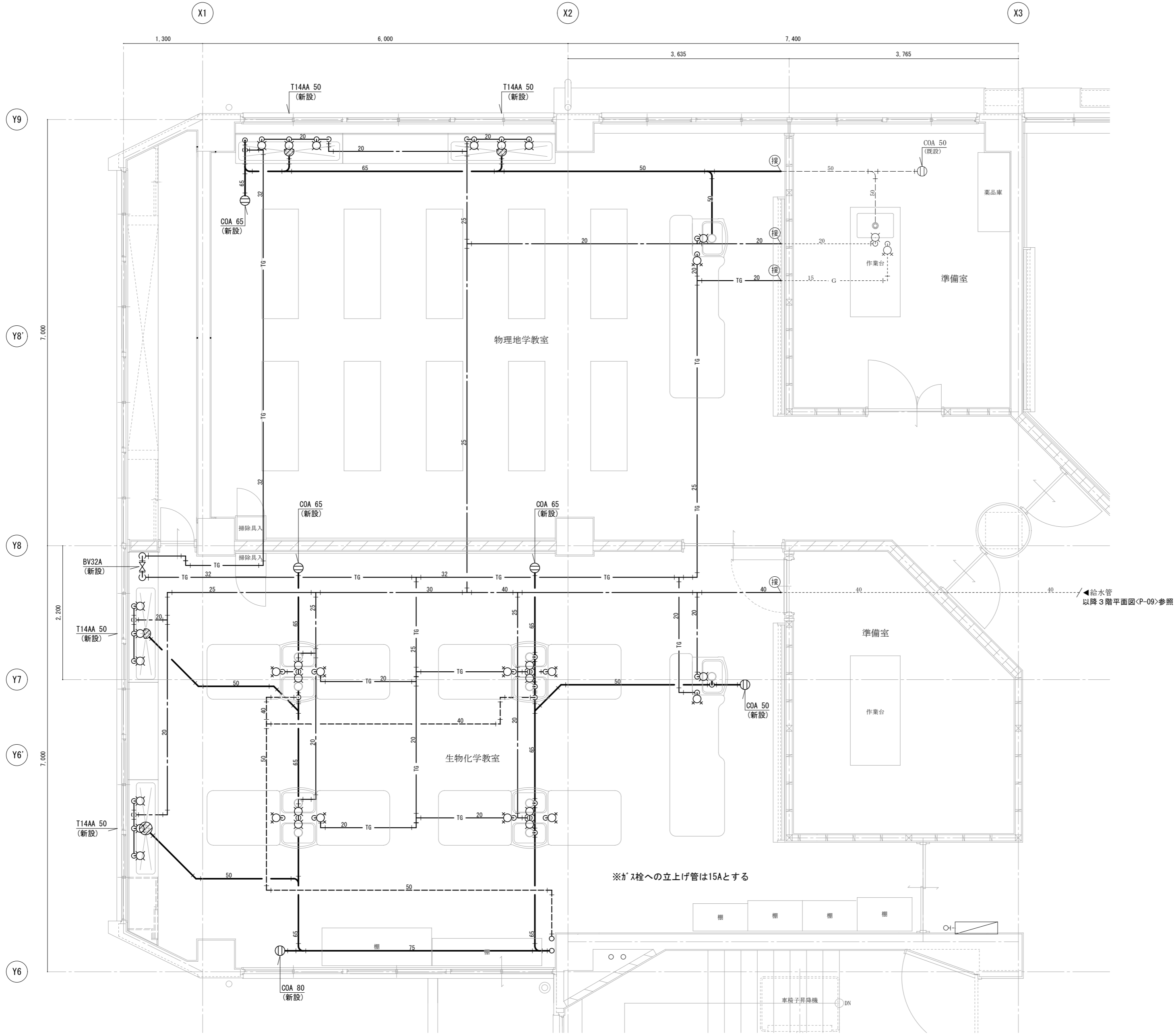
男子便所	
洋風便器 (フラッシュタンク式)	1
小便器	3
カウンター式洗面器A	1
掃除用流し	1

女子便所	
洋風便器 (フラッシュタンク式)	2
カウンター式洗面器B	1
掃除用流し	1

工事名 R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管  
 徳島県県土整備部営繕課  
 図名 衛生設備 4階便所平面詳細図 (改修前後)

図面番号 P-20  
 作図年月 2023  
 縮尺 A3 1/70  
 A2 1/50

株式会社 上設計  
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信  
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



新設器具リスト

物理地学教室	
立水栓	6
ガス栓	1

生物化学教室	
立水栓	6
ガス栓	9

給水管  
以降3階平面図(P-09)参照

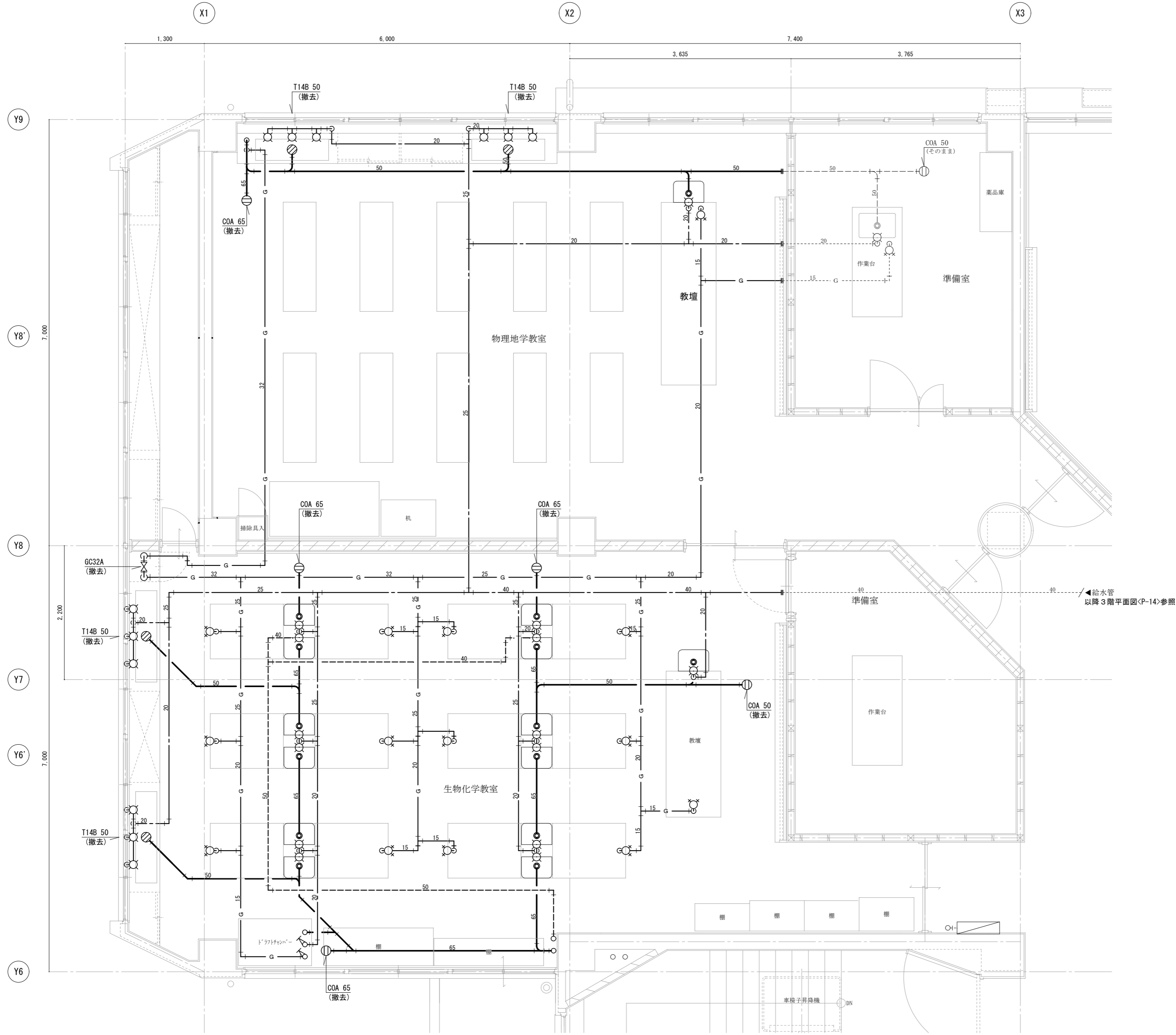
※ガス栓への立上げ管は15Aとする

3階特別教室平面詳細図(改修後) 1/50

【注記】

- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
- ・ 排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
- ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-21	
	図名	衛生設備	3階特別教室平面詳細図(改修後)	作図年月	2023	
	縮尺	A3	1/70	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		
		A2	1/50			



撤去器具リスト

物理地学教室	
陶器製流し台	1
給水栓	7
ガス栓	1

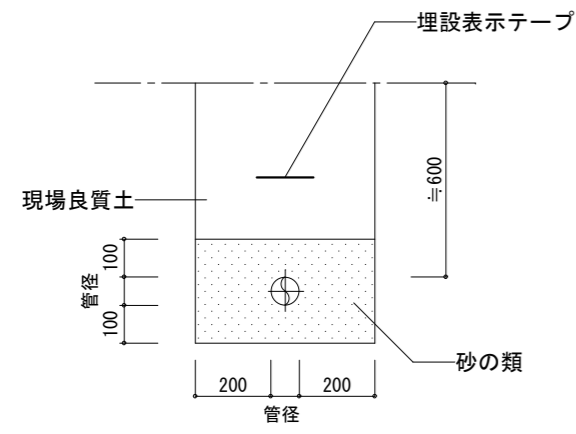
生物化学教室	
陶器製流し台	13
給水栓	19
ガス栓	13

給水管  
以降3階平面図(P-14)参照

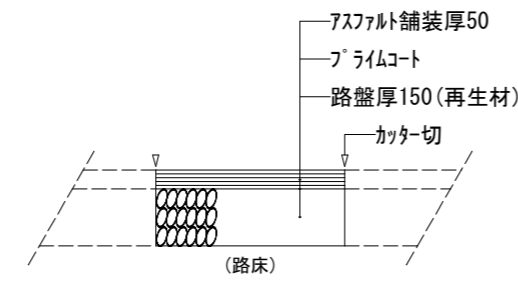
3階特別教室平面詳細図(改修前) 1/50

- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
  - ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(バルク補修)は本工事に含む
  - ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
  - ・ 配管切離し後末端は「フタ」止め又は「キャップ」止め処理とする
  - ・ 表中の衛生器具は付属品共すべて撤去

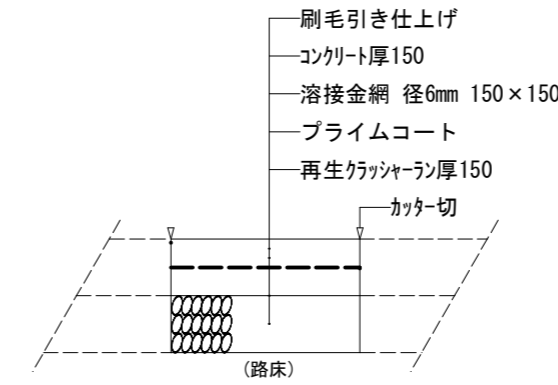
給水・ガス管理設要領参考図



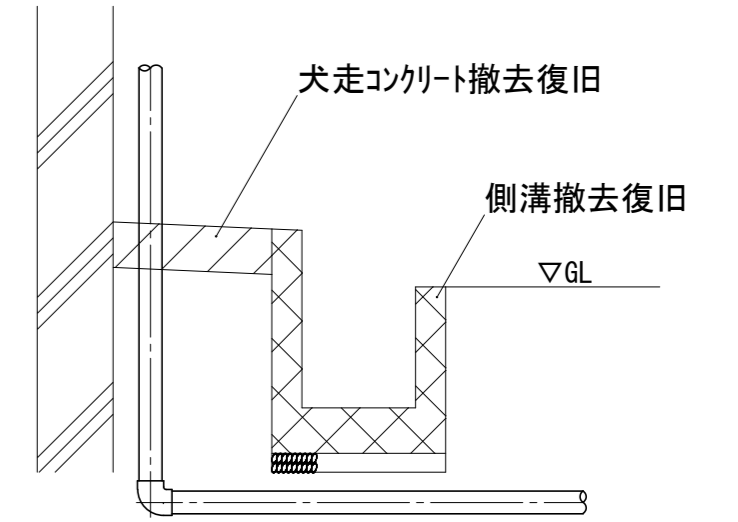
アスファルト舗装取壊し復旧参考図



コンクリート舗装取壊し復旧参考図



側溝/犬走コンクリート取壊し復旧参考図



凡 例

記号	名 称
---	給水管
—	排水管
—	汚水管
- - -	通気管
-	給湯管
-g	ガス管(プロパン)
-tg	ガス管(都市ガス)
-x	消火管
☉	給水栓(水・湯)
☉	混合水栓
☉	水栓柱・給水栓
☉	散水栓
☉	弁 類
∟	逆止弁
⊙	排水金物
⊙	床上掃除口
△	通気金物
☉	ガス栓
—	新設配管(太線・濃線部)
-x-x-x-	撤去配管(太線・濃線部)
- - -	現状維持配管
-	配管切断箇所
▨	貫通口はつり補修箇所
⊙	既設配管に接続箇所

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管

図名 各種参考図

縮尺

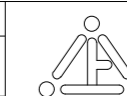
A3	NON
A2	NON

図面番号

P-23

作図年月

2023



株式会社 上設計

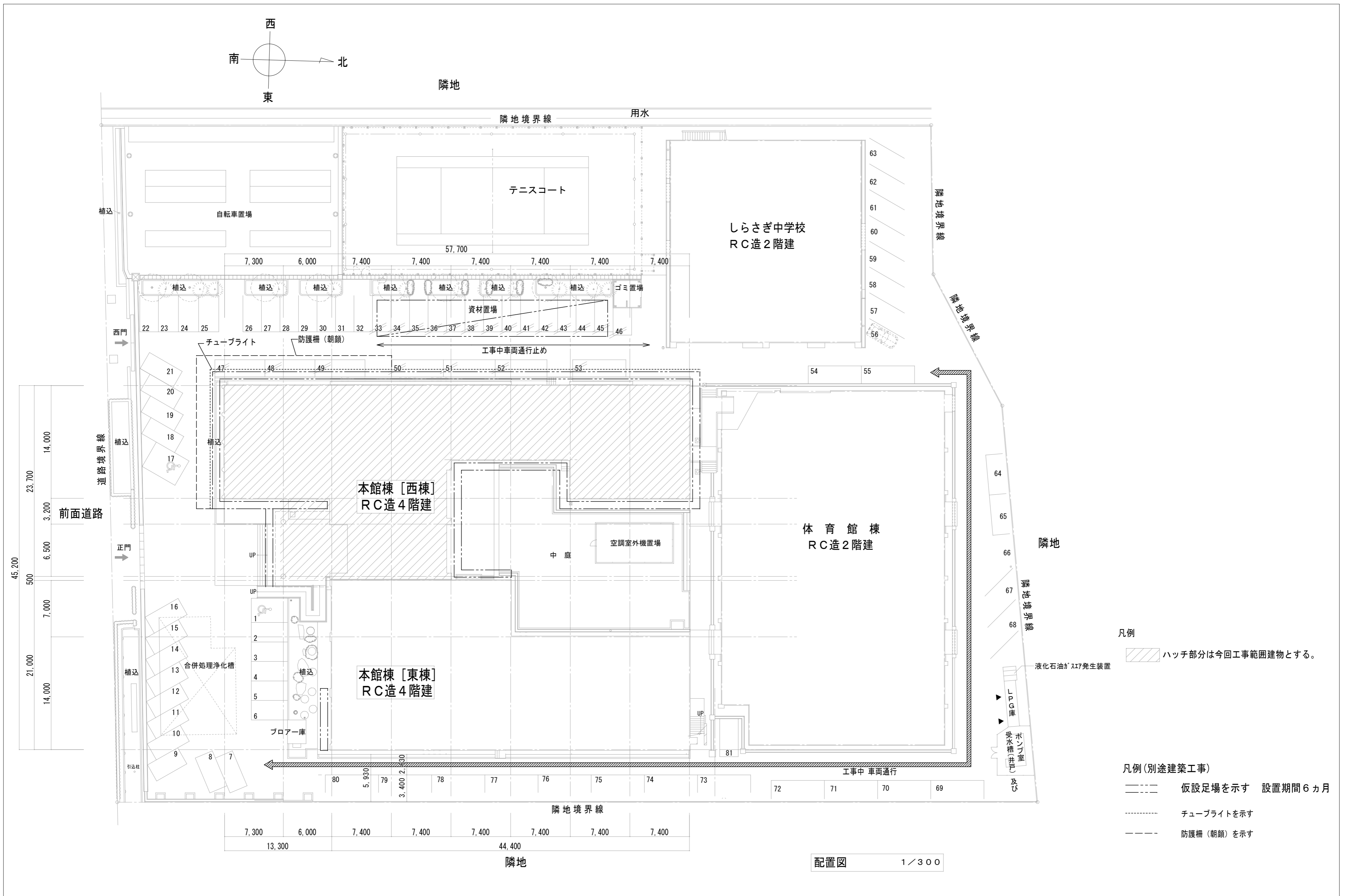
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

〒779-4101

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7

tel 0883-62-3955

fax 0883-62-3966

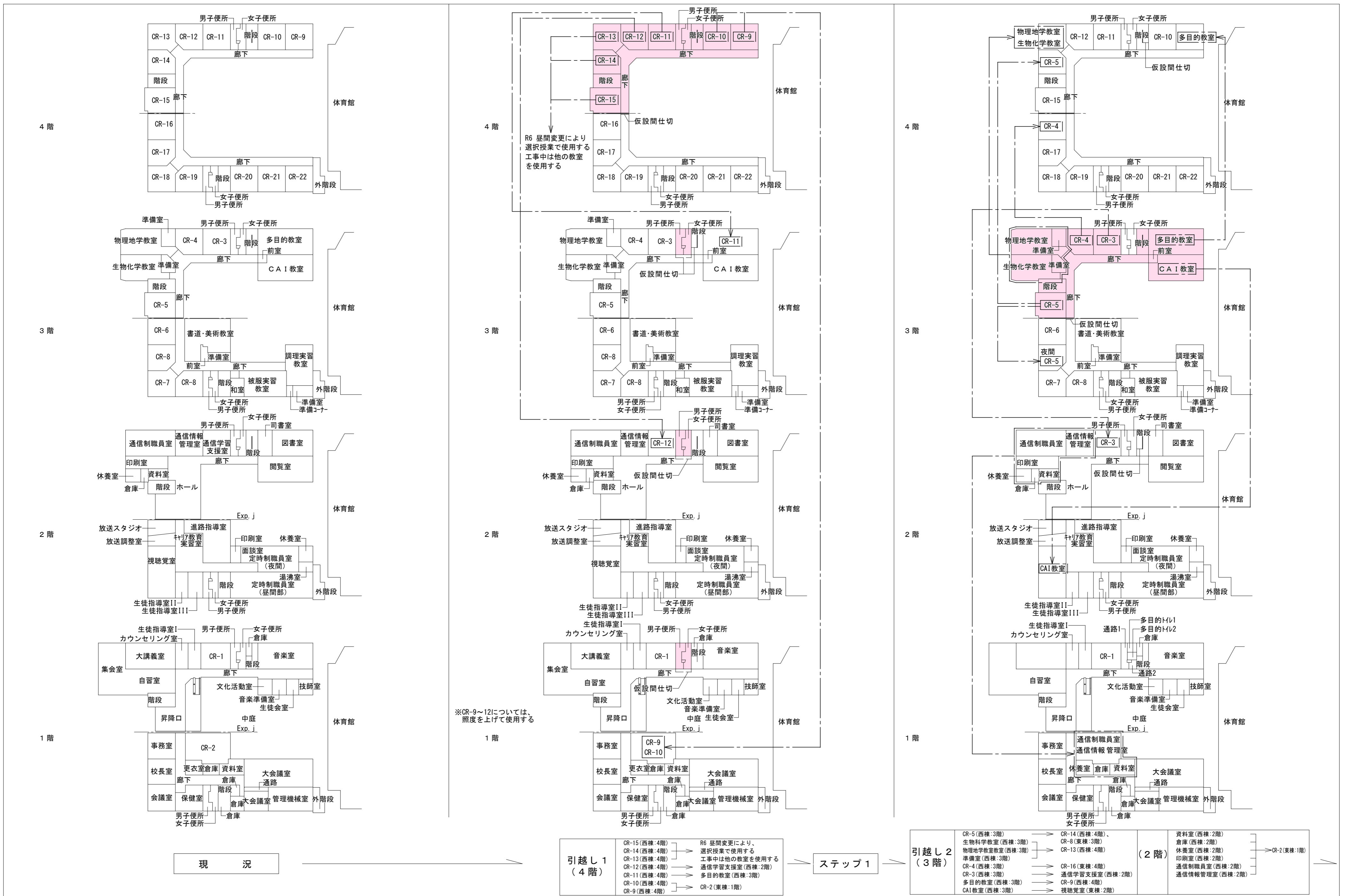


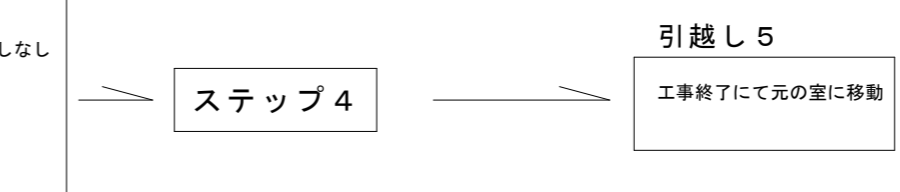
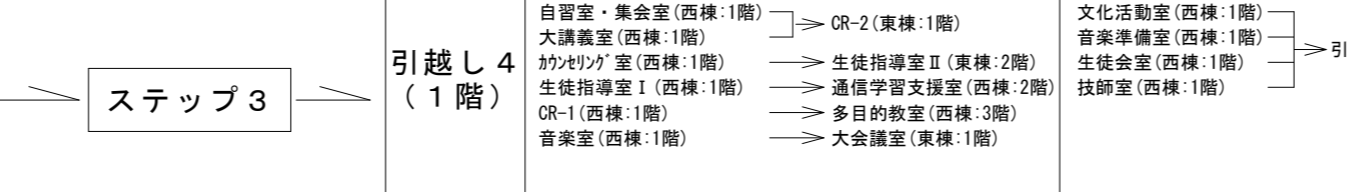
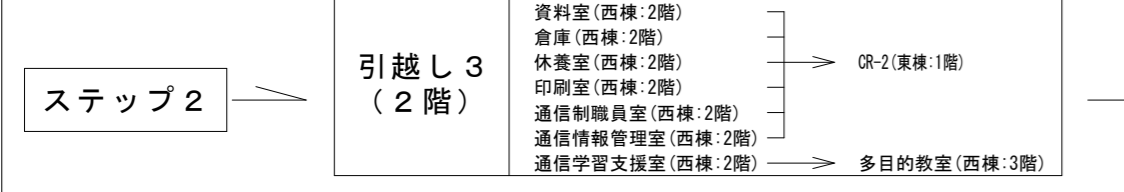
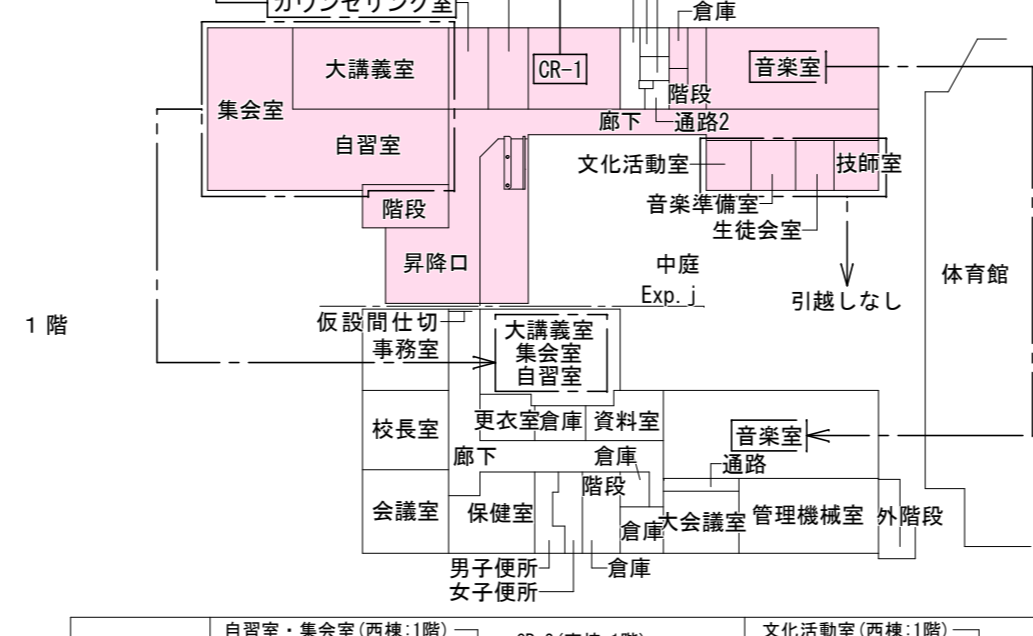
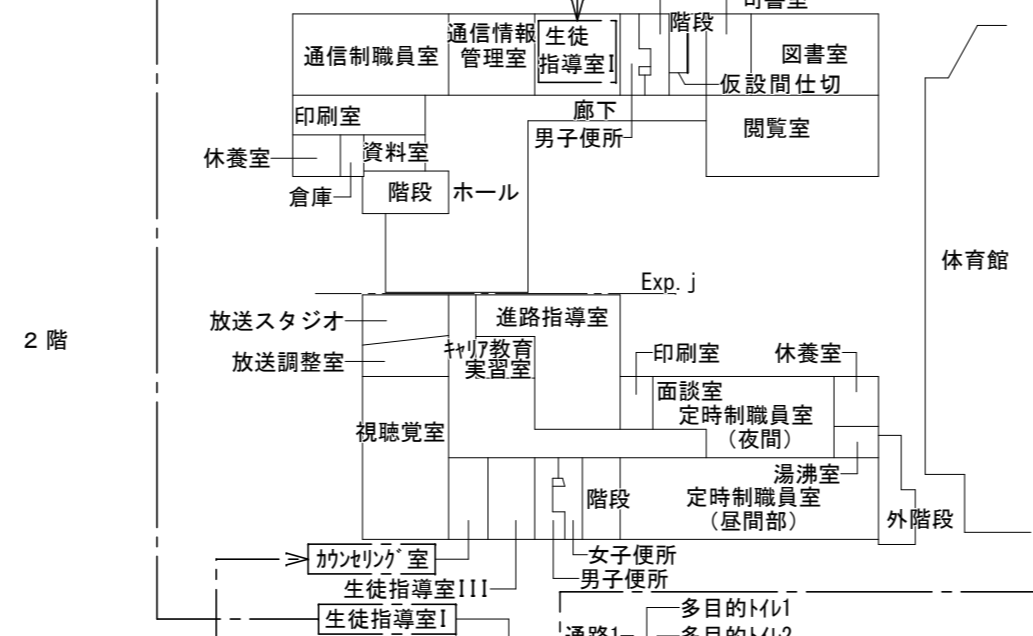
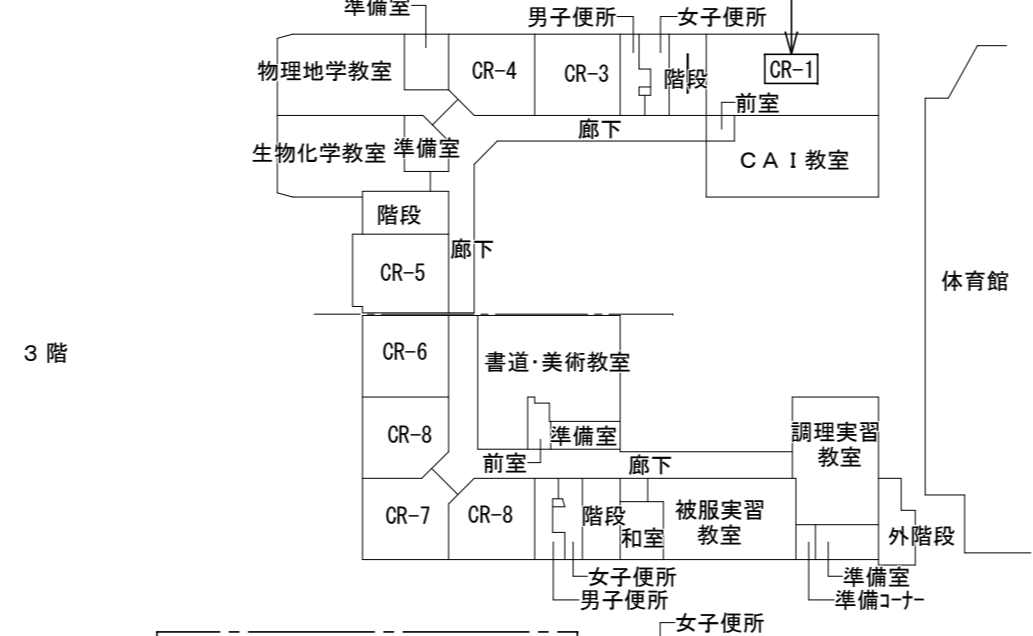
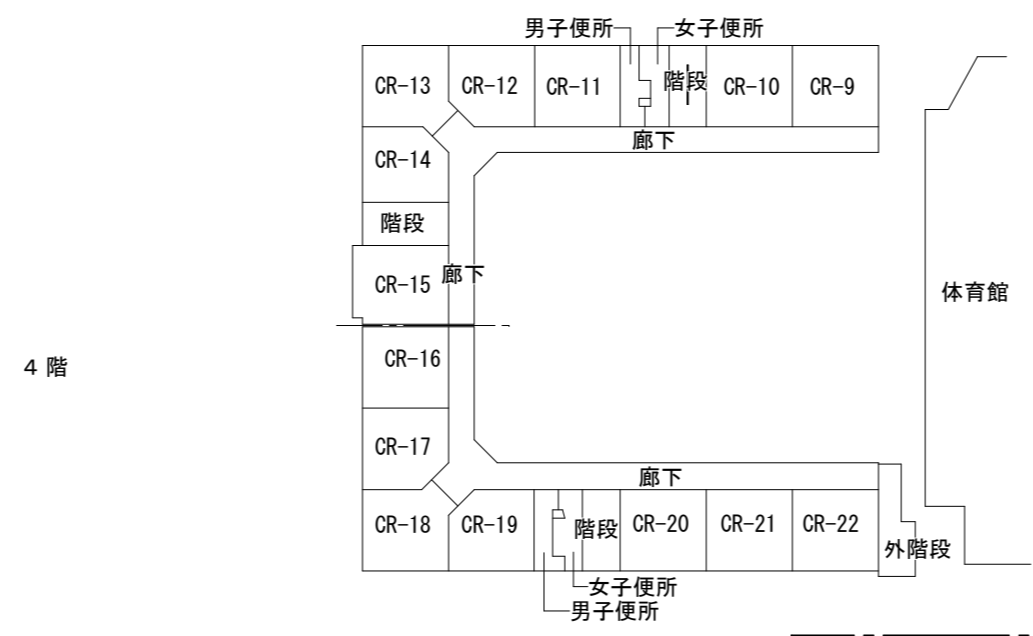
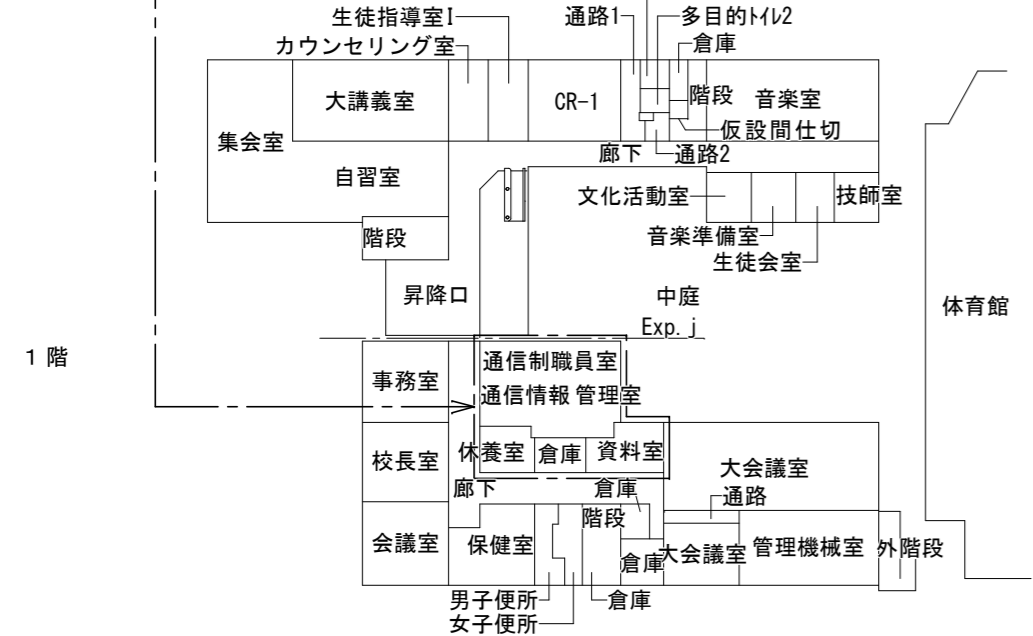
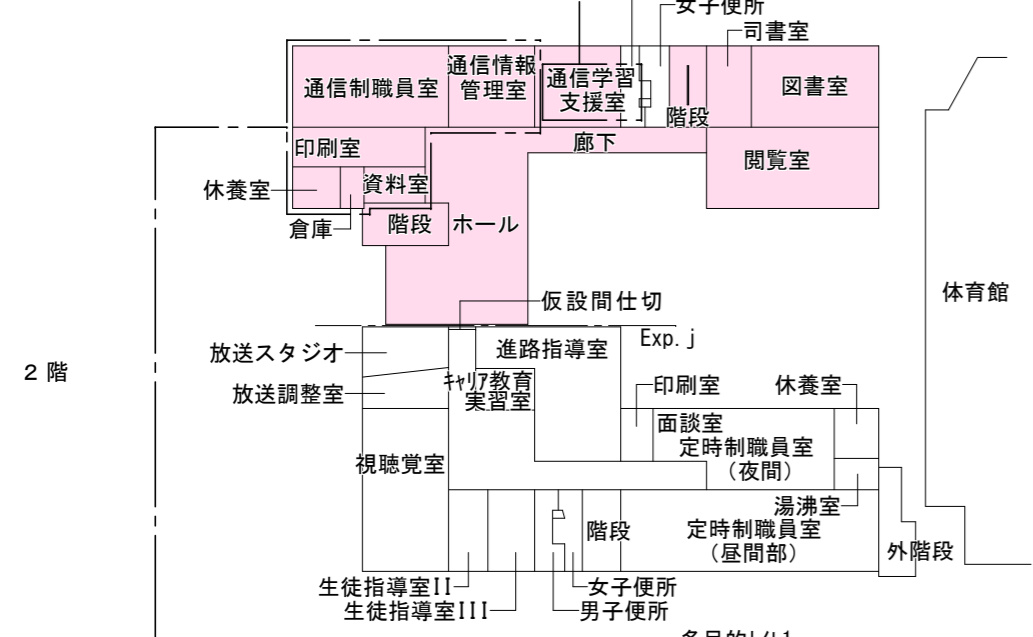
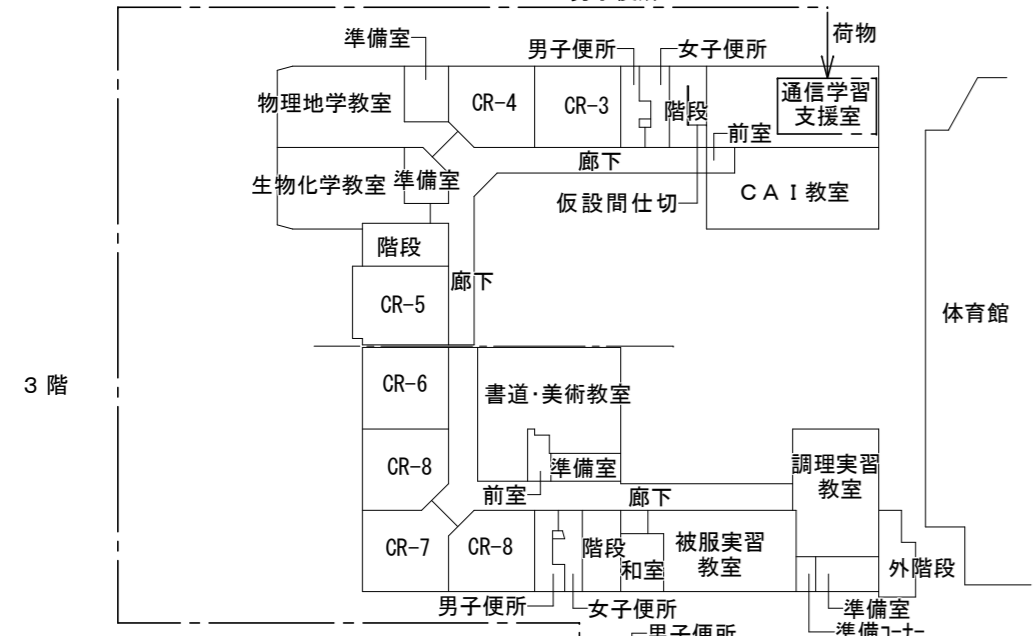
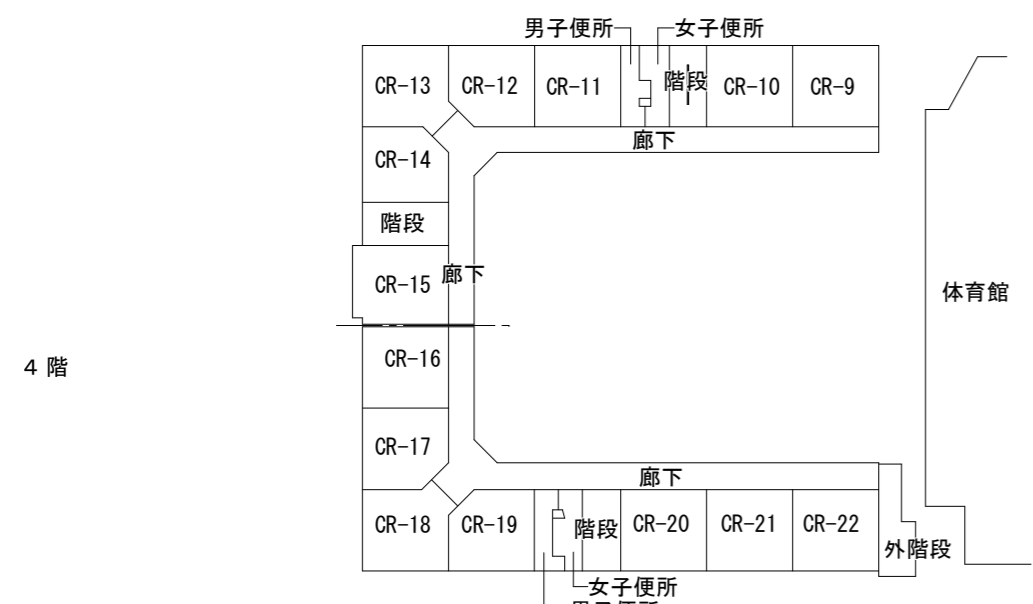
凡例  
 ハッチ部分は今回工事範囲建物とする。

凡例(別途建築工事)  
 仮設足場を示す 設置期間6ヵ月  
 チューブライトを示す  
 防護柵(朝顔)を示す

配置図 1/300

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管	図面番号	P-24
	図名	工事中仮設計画	縮尺	A3 1/428 A2 1/300
			作図年月	2023
			株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	





工事範囲を示す  
仮設間仕切り、黒板は引越し先に不要  
※赤字室名は各工事期間の移転先を示す

徳島県県土整備部営繕課  
工事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管  
図名 概略工事工程表-2 (参考図)

縮尺 A3 NON  
A2 NON

図面番号 P-26  
作図年月 2023

株式会社 上設計  
管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信  
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



概略工程表

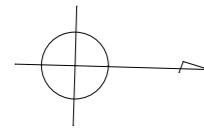
		1 1 月	2 2 月	3 3 月	4 4 月	5 5 月	6 6 月	7 7 月	8 8 月	9 9 月	10 10 月	11 11 月	12 12 月	13 13 月	14 14 月	15 15 月	16 16 月	17 17 月	18 18 月	19 19 月
準備工事	1 1 月	■																		
外部足場	8 8 月 2 2 週間		■	■	■	■	■	■								■	■	■		
トイレ使用不可期間	2 2 ヵ月半							■	■	■										
ステップ 1 4 階内部改修	2 2 ヵ月半 撤 去 改 修							■	■	■										
ステップ 2 3 階内部改修	2 2 ヵ月半 撤 去 改 修									■	■	■								
ステップ 3 2 階内部改修	2 2 ヵ月半 撤 去 改 修										■	■	■							
ステップ 4 1 階内部改修	2 2 ヵ月半 撤 去 改 修															■	■	■		
屋内階段改修工事	夏休み 期間		■	■	■															
便所改修工事	4 4 ヵ月						■	■	■	■										
屋上防水改修工事(別途発注)	3 3 ヵ月					■	■	■												
外壁改修工事	6 6 ヵ月		■	■	■	■	■	■												
体育館連絡通路改修工事																■	■	■	■	
片付け・検査等																			■	■

※屋内階段改修工事の期間も内部利用はあるため、各階段を順番に施工し、同時施工を避けること。  
 ※屋内階段改修工事の時期は、契約後協議すること。

参考図

※詳細は発注者と打合せすること

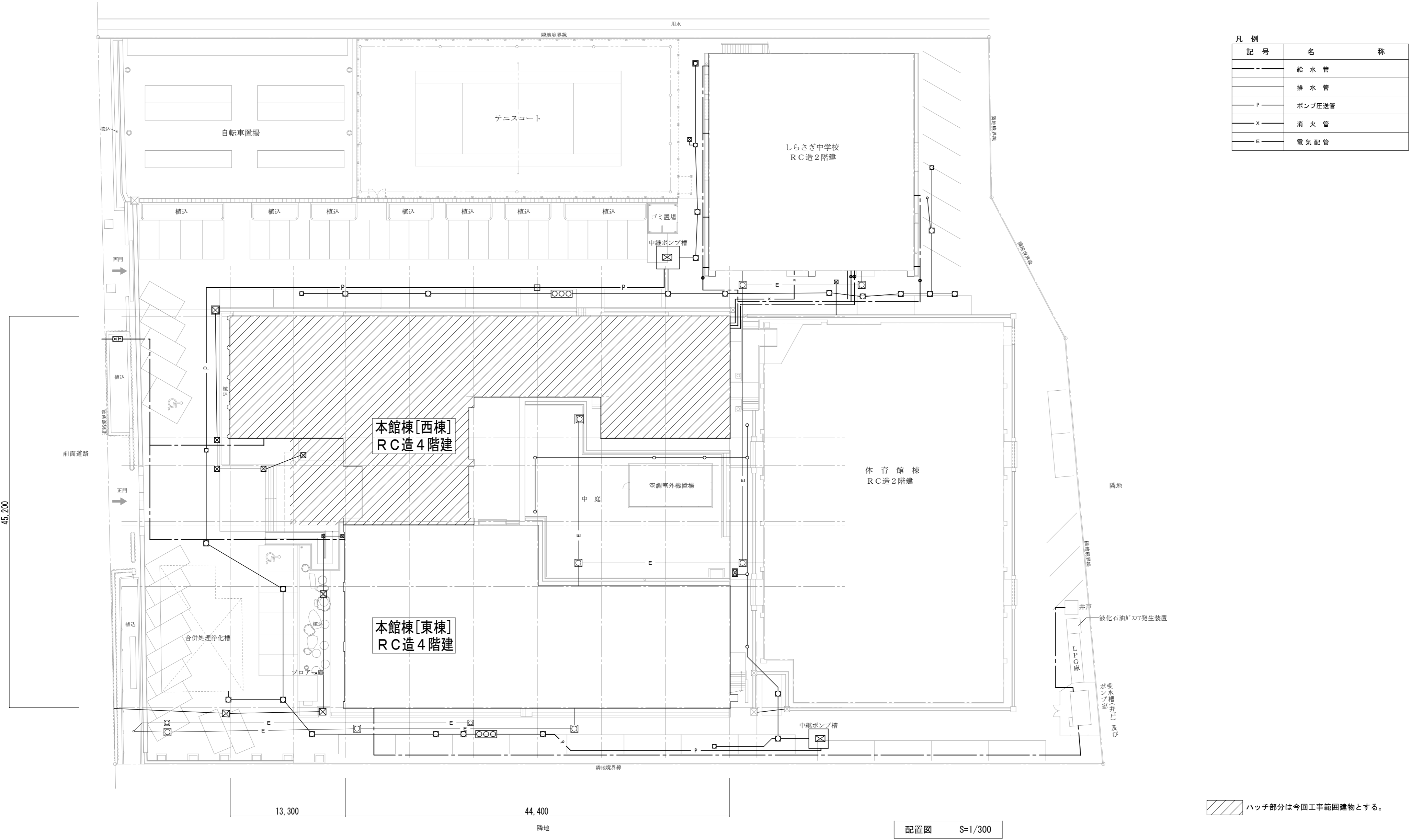
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管			図面番号	P-27	
	図名	概略工事工程表 - 3 (参考図)			作図年月	2023	
	縮尺	A3	NON		株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		
		A2	NON				



**支障物件の確認**  
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。  
 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。  
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

凡例

記号	名称
—	給水管
—	排水管
P	ポンプ圧送管
X	消火管
E	電気配管



ハッチ部分は今回工事範囲建物とする。

配置図 S=1/300

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号	P-28
	図名	支障物件確認図	縮尺	A3 1/428 A2 1/300	作図年月 2023

かみ  
**株式会社 上設計**  
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信  
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7  
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966